

盛土規制法に基づく申請等マニュアル

令和8年5月 京都府

※ 令和8年5月1日以降は、本マニュアルに基づき申請等を行ってください。

はじめに

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害等では、多くの貴い生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされております。このほかにも、盛土の崩落による人的、物的被害が全国的にみられました。同様の被害が二度と繰り返されないことがないよう、盛土等による災害から国民の生命、身体を守るため、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度を整備することが強く求められました。

そこで、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行されたところです。

この『盛土規制法に基づく申請等マニュアル』は、盛土規制法による許可等を申請される方々に対し、行政手続法第5条に規定される審査基準をお示ししたものであり、適正かつ円滑な手続の進行を図ることを目的として作成しました。

盛土規制法や本マニュアルについての以上の趣旨及び目的を御理解の上、申請等に当たっては本マニュアルの内容に十分留意してください。

なお、本マニュアルは、京都府域のうち京都市を除く地域における行為に必要となる盛土規制法に基づく許可等を対象としています。

おって、盛土規制法に基づく許可や検査を受けた場合は、許可証又は検査済証等が交付されることとなります。この許可証等は、建築基準法に基づく建築確認において確認される場合がありますので、大切に保管してください。

※ 本マニュアルにおける法令及び例規の略称は次のとおりです。

- 法　　：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- 令　　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- 規則　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
- 細則　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号）

○ 各種窓口

盛土規制法に係る許可・検査等業務に関すること

事項・区域 市町村	許可・相談・通報に関すること		相談・通報 に関すること
	宅地造成等工事規制 区域	特定盛土等規制区域	府全域 (京都市除く)
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅課 TEL 075-931-2478		乙訓保健所 環境衛生課 TEL 075-933-1341
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅課 TEL 0774-62-0624	山城広域振興局 森づくり振興課 TEL 0774-21-3087	山城北保健所 環境課 TEL 0774-21-2913
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南土木事務所 建築住宅課 TEL 0774-72-9521		山城南保健所 環境衛生課 TEL 0774-72-4303
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅課 TEL 0771-62-0364	南丹広域振興局 森づくり振興課 TEL 0771-22-1019	南丹保健所 環境衛生課 TEL 0771-62-4755
福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅課 TEL 0773-22-5144	中丹広域振興局 森づくり振興課 TEL 0773-62-4621	中丹西保健所 環境衛生課 TEL 0773-22-6383
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅課 TEL 0773-42-8785		中丹東保健所 環境衛生課 TEL 0773-75-1156
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅課 TEL 0772-22-2703	丹後広域振興局 森づくり振興課 TEL 0772-62-4317	丹後保健所 環境衛生課 TEL 0772-62-1361
◎盛土規制法全般について	建設交通部 建築指導課 TEL 075-414-5347	農林水産部 経営支援・担い手育成課 (農地他) TEL 075-414-4902 森の保全推進課 (森林) TEL 075-414-5030	総合政策環境部 循環型社会推進課 TEL 075-414-4228
◎不法投棄・不適切な盛土について (不法投棄・盛土情報ダイヤル) 不法投棄 TEL 0120-530-993 盛土関係 TEL 0120-530-994			

下線あり市町村は、全域宅地造成等工事規制区域

※ 京都市内の相談は、下記までお問い合わせください。

京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課 (TEL 075-222-3558)

目次

第1 概要編	- 6 -
1 法の許可等（規制）の対象	- 6 -
2 知事が指定した規制区域とは	- 6 -
3 規制の対象となる行為とは	- 8 -
(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（法第2条第2号、第3号、第4号）	- 8 -
(2) その他の定義	- 9 -
4 規制対象行為と必要な手続	- 10 -
5 手続フロー	- 11 -
6 工事を行おうとする区域と規模による許可権限	- 11 -
7 標準処理期間	- 12 -
8 法の規制対象外となる公共施設用地等	- 12 -
(1) 法の規制対象外となる公共施設用地（法第2条第1号）	- 12 -
(2) その他規制対象とならない行為	- 12 -
9 通常の営農行為（法の規制対象外となる行為）	- 13 -
10 許可及び届出が不要な工事（令第5条、規則第8条）	- 14 -
11 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（許可及び届出が不要な工事）	- 17 -
12 高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの（許可及び届出が不要な工事）	- 18 -
13 許可の特例となる工事（法第15条、第16条、第34条、第35条）	- 20 -
第2 手続編	- 21 -
1 許可の申請等について（法第12条、第15条、第30条、第34条）	- 21 -
2 住民への周知措置（法第11条、第29条）	- 33 -
(1) 住民への周知の方法	- 34 -
(2) 周知する工事の具体的内容	- 34 -
(3) 周知を行う範囲	- 35 -
3 変更許可の申請等について（法第16条、第35条）	- 36 -
4 軽微な変更又はその他の変更等の届出について（法第16条、第35条）	- 38 -
5 工事着手届について（細則第5条）	- 39 -
6 工事現場における許可等の表示について（法第49条、規則第87条）	- 40 -
7 中間検査について（法第18条、第37条）	- 43 -
(1) 中間検査の対象	- 43 -
(2) 中間検査の手続	- 44 -
8 一部完了検査について（細則第13条）	- 45 -
(1) 工事の一部完了検査の対象	- 45 -
(2) 一部完了検査の手続	- 45 -
9 工事の完了検査、土石の除却確認について（法第17条第1項、第36条第1項）	- 46 -

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了した場合	- 46 -
(2) 土石の堆積に関する工事が完了した場合	- 46 -
(3) 工事の完了検査又は土石の除却確認の手続	- 46 -
10 定期報告について（法第 19 条、第 38 条）	- 48 -
(1) 定期の報告の対象	- 48 -
(2) 定期の報告の手続	- 48 -
11 工事写真について	- 50 -
12 規制区域指定の際に施行されている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）	- 51 -
13 擁壁等の除却に関する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）	- 53 -
14 公共施設用地を宅地又は農地等に転用する届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）	- 54 -
15 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条）	- 55 -
16 特定盛土等規制区域における工事の変更の届出（法第 28 条）	- 60 -
17 規則第 88 条の適合証明の申請	- 61 -
18 盛土規制法関連手数料	- 65 -
第 3 基準編	- 67 -
1 宅地造成に関する工事の技術的基準	- 67 -
(1) 地盤に関する基準	- 68 -
(2) 擁壁に関する基準	- 70 -
(3) 崖面崩壊防止施設に関する基準	- 83 -
(4) 崖面及びその他の地表面に関する基準	- 84 -
(5) 排水施設に関する基準	- 84 -
2 特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 87 -
3 土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 88 -
4 設計者の要件	- 90 -
5 特定盛土等規制区域内の工事の技術的基準	- 93 -
6 具体的事例の考え方	- 94 -
(1) 盛土等の一体性の判断について	- 94 -
(2) 土石の堆積の期間について	- 94 -
(3) 両規制区域にわたる工事について	- 94 -
7 その他	- 96 -
技術的基準 適合チェックリスト	- 96 -
建築基準法告示	- 100 -
参考様式一覧	- 106 -
改正履歴	- 112 -

第1 概要編

1 法の許可等（規制）の対象

法では、知事が指定した規制区域内で宅地造成等の工事を行うには、許可が必要とされています。

2 知事が指定した規制区域とは

京都府では、次頁の図のとおり、府内全域（政令指定都市である京都市を除く。）において規制区域を指定しております。

指定された区域の詳細については、総合政策環境部循環型社会推進課、農林水産部経営支援・担い手育成課及び森の保全推進課並びに建設交通部建築指導課備え付けの図面や「盛土規制法 京都府ホームページ」に掲載の指定区域図をご覧ください。ともに、指定区域を所管する相談窓口にご確認ください。

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html>

(1) 宅地造成等工事規制区域

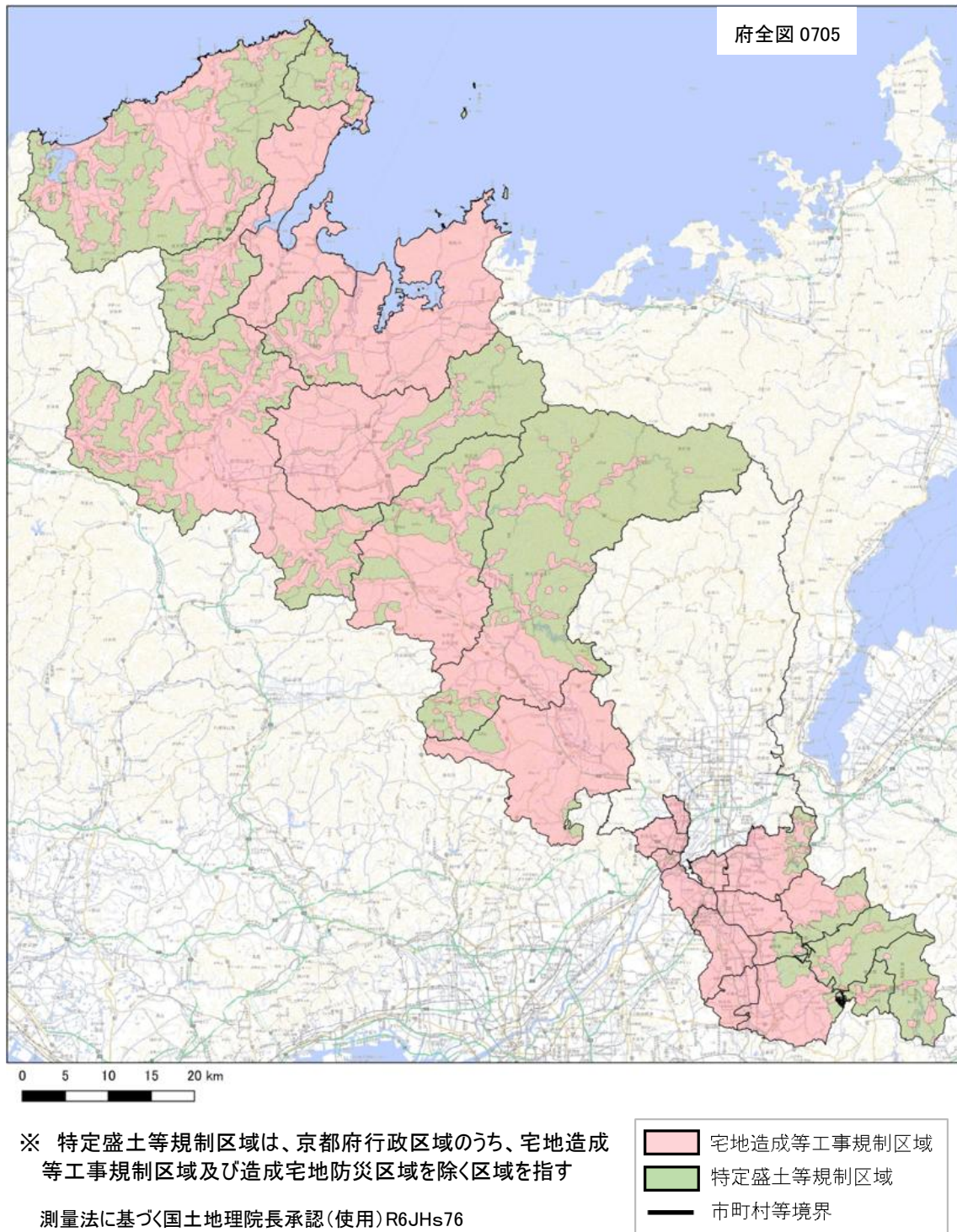
宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものとして知事が指定した区域

(2) 特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域として知事が指定した区域

<規制区域図>

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域平面図（京都府全域）



※ 各区域の詳細は京都府ホームページ等をご確認ください。

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html>

なお、向日市、長岡京市、大山崎町、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町及び宮津市は全域宅地造成等工事規制区域です。



3 規制の対象となる行為とは

(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（法第2条第2号、第3号、第4号）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、法第2条に定める「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」を行う場合は、許可が必要となります（法第12条第1項又は第30条第1項）。

行為	行為の内容及び規模（括弧内は特定盛土等規制区域）	
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更	① 盛土で高さが1m（2m）超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m（5m）超の崖を生ずるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m（5m）超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが2m（5m）超となるもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡（3,000㎡）超となるもの（①～④を除く。）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除去するもの	⑥ 最大時に堆積する高さが2m（5m）超かつ面積が300㎡（1,500㎡）超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡（3,000㎡）超となるもの（⑥を除く。）

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ		

(法第2条、第12条第1項、第30条第1項、令第1条、第3条、第4条、第28条)

(2) その他の定義

法第2条の用語の定義の他、以下の定義があります。

① 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更を指しますが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断することとしています。

平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土

② 土石の定義

法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。

土砂	<p>「土石」のうち「土砂」とは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）</p> <p>イ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの</p> <p>ウ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの</p> <p>エ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの</p> <p>オ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの</p>
岩石	<p>「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。</p>

③ 土石の堆積の定義

法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。

なお、次に掲げるものについては、法の規制対象とならないものと解されます。

ア 試験、検査等のための試料の堆積

イ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積

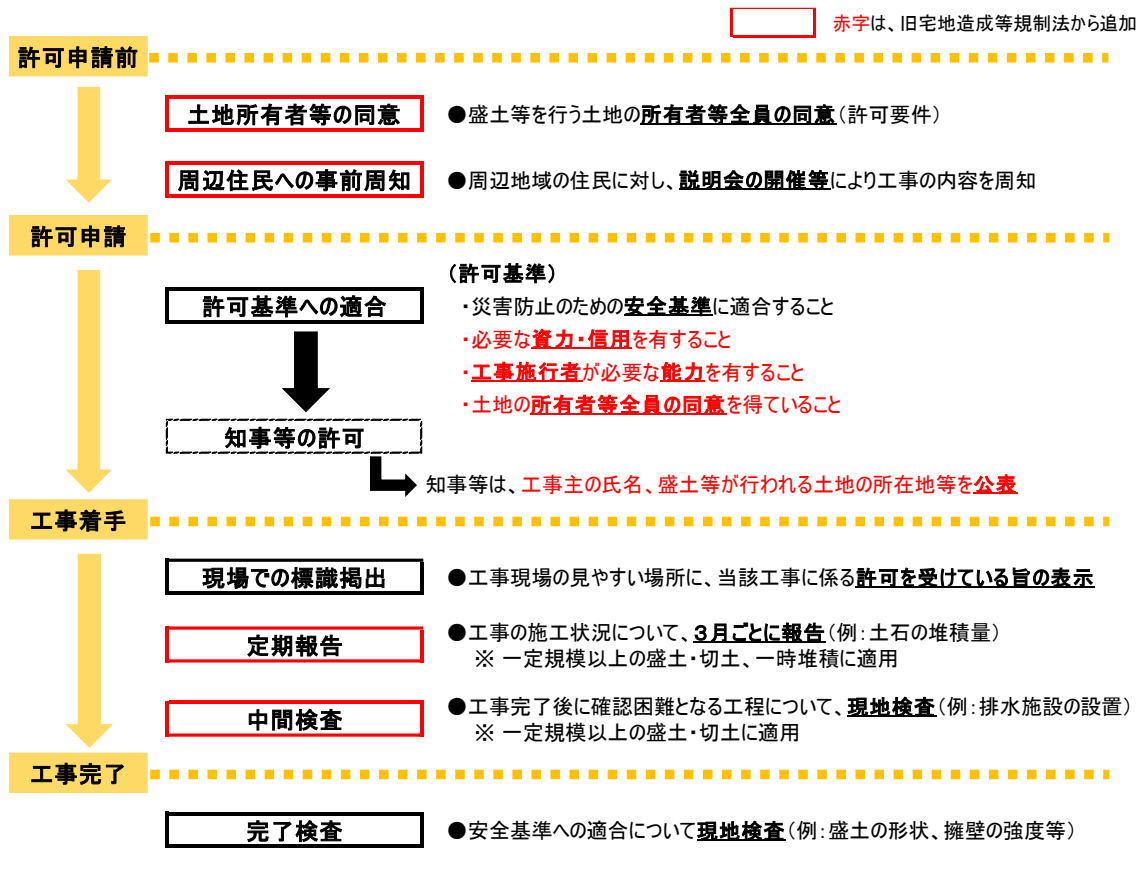
- ウ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
- エ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象となるものと解されます。

4 規制対象行為と必要な手続

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

5 手続フロー



6 工事を行おうとする区域と規模による許可権限

区域	工事にかかる土地の面積	許可権者
宅地造成等工事 規制区域	1 ha 未満	土木事務所長
	1 ha 以上	知事
特定盛土等 規制区域※	以下の全てに該当する場合 ・農地 4 ha 以下 ・森林 10ha 以下 ・森林が 2 以上の広域振興局の所管 区域にわたらない	広域振興局長
	以下のいずれかに該当する場合 ・農地 4 ha 超 ・森林 10ha 超 ・森林が 2 以上の広域振興局の所管 区域にわたる	知事

※ 詳細は、窓口にご確認ください。

7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定により、法第12条第1項・第30条第1項（許可）、第15条第1項・第34条第1項（協議）、第16条第1項・第35条第1項（変更許可）、第16条第3項・第35条第3項（変更協議）、の標準処理期間を次のように定めております。

なお、標準処理期間は、申請等に対する処分を行うまでに要する期間の目安であり、申請等に係る補正に要する期間が含まれないことに注意してください。

許可権限等	標準処理期間
広域振興局長又は土木事務所長が許可する場合	30日
知事が許可する場合	44日

8 法の規制対象外となる公共施設用地等

(1) 法の規制対象外となる公共施設用地（法第2条第1号）

- ・道路、公園、河川（いずれも公共施設用地に限る。）（法第2条第1項第1号）
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設（令第2条）
- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設（規則第1条第1項）
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（規則第1条第2項）

(2) その他規制対象とならない行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象となりません。

（例）

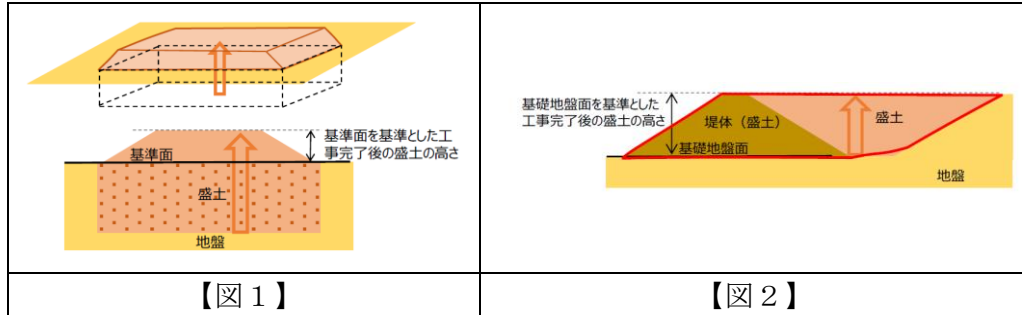
- ・通常の営農行為の範疇にある耕起等（京都府における通常の営農行為については、「9 通常の営農行為」を参照してください。）
- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻し
- ・地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻し
- ・窪地を埋める盛土（嵩上げする盛土）の工事

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象となりません【図1】。

ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も

一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります【図2】。

同様に、窪地と四方の土地との境界に水路や側溝等が存在する場合も、埋立てにより土圧が水路等の構造物に作用するため、埋め立て後の安全性を確認する必要があることから、規制対象になります。



9 通常の営農行為（法の規制対象外となる行為）

(1) 通常の営農行為とは

農地及び採草放牧地において行われる通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地表面の標高差が都道府県等が定める値を超えないもの、暗きょ排水の新設及び改修等、法の規制対象とならない行為

(2) 京都府における通常の営農行為に該当する行為

次の各号の全てを満たす行為

- ① 耕作に適した土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物）が混入しない土を使用すること。
- ② 近傍農地、農作物及び道水路等に対する被害防除に十分配慮し、万一被害が発生した場合は、農地所有者等の責任において対応すること。
- ③ 盛土又は掘削の高さが1メートル未満であること。特に、道路との段差については、原則として隣接する道路面の高さを超えないこと。
- ④ 農地改良の規模が3,000平方メートル未満であること（当該農地改良を行う農地を含む一団の農地の区域において3,000平方メートル以上の農地改良を行うこととなるものを除く。）。
- ⑤ 農地改良の着手から農地を復元するまでの期間がおおむね6箇月以内であること。
- ⑥ 農地改良後、速やかに耕作を再開する計画があること。
- ⑦ 他法令（条例を含む。ただし、盛土規制法を除く。）の許認可等を要しないこと。

(3) 通常の営農行為に該当しない農地について（規制対象・技術的基準適用外）

通常の営農行為に該当せず法の規制対象となり許可等が必要になった場合であっても、「作物を栽培する範囲」は締固め等の技術的基準の適用外となります。

農地における盛土のうち、作物を栽培する範囲において通常の営農行為（耕起、

代かき等)が行われる部分については、法の規制対象外となるため、締固めや透水層の設置の規制は対象となりませんが、その他の盛土部分については、当該盛土部分が崩れないよう令第7条第1項第1号イ・ロにより締固めと透水層の設置が必要になります。

また、作物を栽培する範囲は、技術的基準の適用外となりますが、盛土をする土地の面積(規制対象面積)には含まれますので、法の許可申請に際しては、農作物を栽培する範囲が明確にわかる断面図等を添えて申請してください。

締固めの対象部分と透水層の設置の例(農地を盛土により嵩上げるケース)

上図のように農地を盛土により嵩上げるケースにおける「作物を栽培する範囲」については、以下①②のとおりとすること。

① 作物を栽培する深さは、以下のとおり。

水田の場合	50cm 程度
畑の場合	60cm 程度
茶園の場合	70cm 程度
果樹園の場合	100cm 程度

② 畦畔の幅(のり肩から作物を栽培する範囲までの離隔)は、以下のとおり。

盛土前後の標高差が、0.5m未満の場合	30cm 以上
0.5m以上1.5m未満の場合	50cm 以上
1.5m以上の場合	60cm 以上

判断に迷われる場合は、市町村農業委員会、府経営支援・担い手育成課又は各広域振興局農商工連携・推進課までお問い合わせください。

10 許可及び届出が不要な工事(令第5条、規則第8条)

以下のとおり、許可不要となる工事が規定されていますが、許可不要となる工事であっても、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象となります。

- (1) 鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

- (2) 鉱業法第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- (3) 採石法第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (4) 砂利採取法第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- (5) 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業、同法第 15 条第 2 項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ① 土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業
農業用排水施設、農業用道路等の新設や管理、区画整理、農用地の造成等
 - ② 土地改良法第 15 条第 2 項に規定する事業
土地改良区が行う土地改良事業に附帯する事業
 - ③ 土地改良事業に準ずる事業
土地改良法の手続に基づかないものの、同法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、以下の全てを満足するもの
 - ア 盛土等の施工に際し、「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準（以下「技術基準」という。）に基づき、適切に設計及び施工が行われるもの
 - ※ 「技術基準」に基づき施工を行うことができないときは、法の手続に従うことになる。
 - イ 上記アについて、国等が定める、土地改良事業と同等の工事を行う事業の要綱・要領等に明記されている事業によるもの
- (6) 火薬類取締法第 3 条若しくは第 10 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第 12 条第 1 項の許可を受け、若しくは同条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第 27 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- (7) 家畜伝染病予防法第 21 条第 1 項若しくは第 4 項（これらの規定を同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項（これらの規定を同法第 46 条第 1 項の規定により読み替えて適用

する場合及び同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病(同法第 62 条第 1 項の規定により指定された疾病を含む。)の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項若しくは第 14 条第 6 項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(9) 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 22 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

(10) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第 15 条若しくは第 19 条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第 17 条第 2 項(同法第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第 30 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第 31 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による除去土壌等の保管に係る工事

(11) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

京都府における許可及び届出が不要な工事については、「**11 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事(許可及び届出が不要な工事)**」を参照。

(12) 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ① 地方住宅供給公社
- ② 土地開発公社
- ③ 日本下水道事業団
- ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ⑤ 独立行政法人水資源機構
- ⑥ 独立行政法人都市再生機構

(13) 宅地造成又は特定盛土等(令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない盛土又は切土をするもの

京都府における許可及び届出が不要な工事については、「**12 高さが 2 m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は**

切土をするもの（許可及び届出が不要な工事）」を参照。

(14) 次に掲げる土石の堆積に関する工事

- ① 高さが2 mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300 m²を超えないもの
- ② 高さが2 m以下の土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500 m²を超えるもので、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの
- ③ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積^{※1}であって、当該工事に使用する土石^{※2}又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^{※3}又はその付近^{※4}に堆積するもの^{※5}

※1 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

※2 工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

※3 工事が行われている土地を指します。

なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

※4 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

※5 工事の施行に付随して行われる土石の堆積は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処分場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とします。

11 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事（許可及び届出が不要な工事）

(1) 許可及び届出が不要となる理由

規則第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等が該当します。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）、主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一

定の安全性が担保されるため、許可及び届出を不要としています。

(2) 許可及び届出が不要となる工事

森林内に整備され、次の①②をいずれも満たす作業路網の整備に関する工事については、規則第8条第7号の規定により許可及び届出が不要となります。

- ① 作設時の目的が、森林を育成するために行う森林施業（間伐、保育、主伐、造林等）のために利用するものであること。
- ② 京都府森林作業道作設指針等に即しており、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られるものであること。

具体的には、森林作業道、林業専用道（規格相当）、集材路等及びそれらと一体的に作設する林業作業用施設（土場等）が該当します。

(3) 留意事項

次のような工事は、森林の施業を実施するために必要な作業路網に関する工事には該当せず、許可及び届出が不要な工事には該当しません。

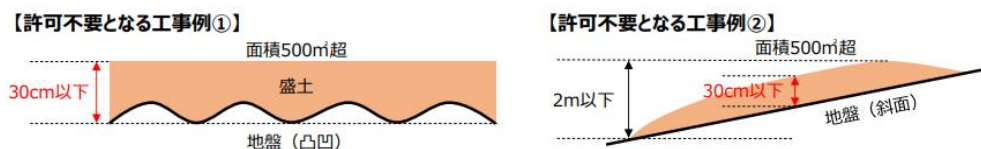
- ・森林を森林以外の用途に転用することを目的とした通路等の作設
- ・京都府森林作業道作設指針等で想定されていない、搬入土砂による通路等の作設

12 高さが2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30 cmを超えない盛土又は切土をするもの（許可及び届出が不要な工事）

2 m以下の「高さ」とは、盛土又は切土（以下この項において「盛土等」という。）をした後の地盤面の最大高低差を表します。

盛土等をする前後の地盤面の「標高差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）を表します。

許可が不要となる盛土等をする前後の地盤面の標高差は、都道府県規則で別に定めることができることとなっていますが、京都府においては別に定めはありません。



(参考) 規制対象となる土地の形質の変更(盛土・切土) 赤字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

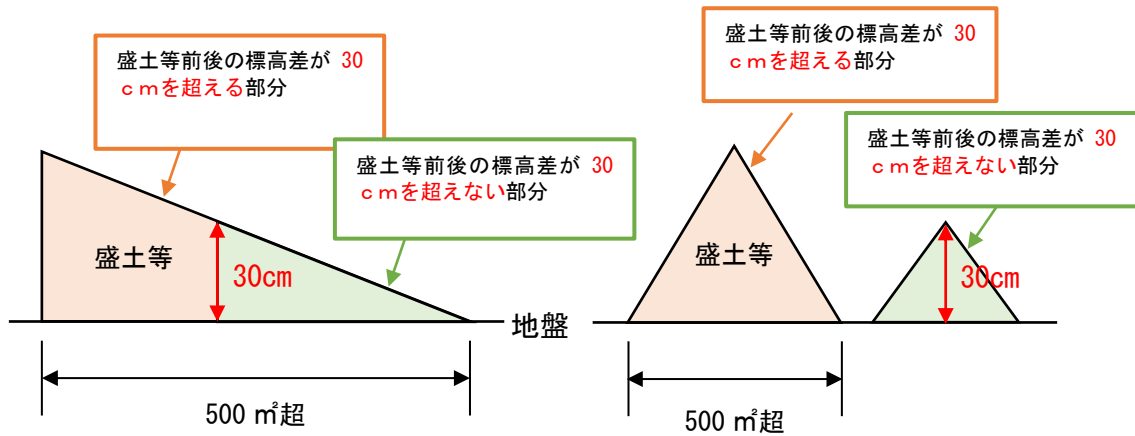
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合で、盛土等全体の面積が500㎡超となるものは、盛土等全体を許可等の対象

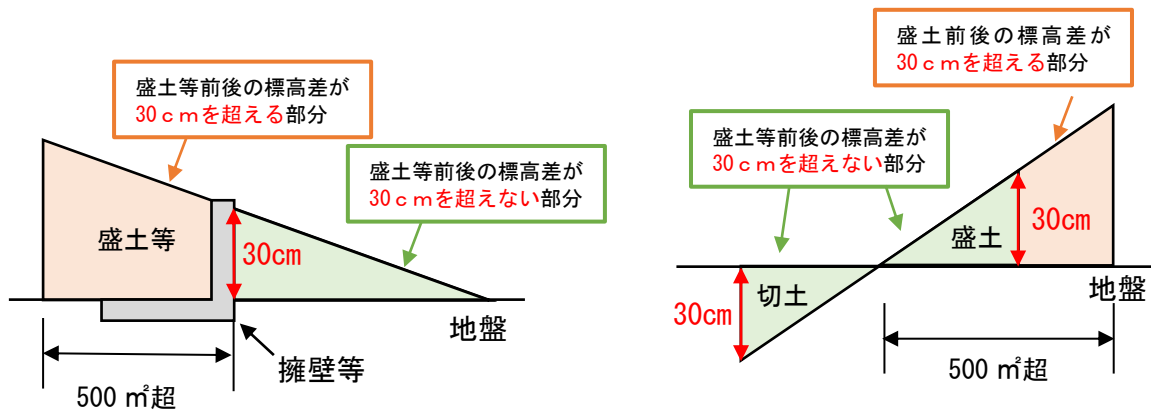
とします（上図「(参考) 規制対象となる土地の形質の変更（盛土・切土）」の①～④を除く）。

「盛土等をする前後の地盤面の標高の差」が 30cm を超える部分と超えない部分が一体の盛土等であるかは、両者の相互依存性によって判断します。



- ◎ 一体の盛土等であることから、両者の相互依存性がある場合
 - 全体の面積が 500 m² 超の場合、全体を許可等の対象とする。

- ◎ 物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合
 - 盛土等前後の地盤標高差が 30 cm を超える部分の面積が 500 m² 超の場合、30 cm を超える部分を許可等の対象とする。



- ◎ 擁壁等により隔たれており、物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がない場合
 - 盛土等前後の地盤標高差が 30cm を超える部分の面積が 500 m² 超の場合、30cm を超える部分を許可等の対象とする。

- ◎ 盛土と切土は物理的一体性がないことから、両者の相互依存性がなく、かつ、一体の盛土であることから、盛土同士の相互依存性がある場合
 - 盛土全体の面積が 500 m² 超の場合、盛土全体を許可等の対象とする。

13 許可の特例となる工事（法第 15 条、第 16 条、第 34 条、第 35 条）

- (1) 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事は、京都府知事との協議が成立することをもって、許可があったものとみなされます（法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項）。

許可があったものとみなされた者には、許可を受けたものに関する法の規定が適用され、軽微な変更の届出（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項）、完了検査等（法第 17 条、第 36 条）・中間検査（法第 18 条、第 37 条）の手続が必要です。

なお、変更許可は、変更協議の成立をもって許可があったものとみなされます（法第 16 条第 3 項、第 35 条第 3 項）。

- (2) 規制区域内の宅地造成及び特定盛土等について都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた者は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）。

許可を受けた者とみなされた者には、中間検査（法第 18 条、第 37 条）の規定が適用されますが、変更許可、軽微な変更の届出及び完了検査は都市計画法の規定による当該手続の実施により盛土規制法の手続を経たものとみなされます（法第 16 条第 5 項、第 17 条第 3 項）。

参考：都市計画法の許可を要する開発行為

（都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項、同法施行令第 19 条第 1 項、第 22 条の 2）

区域の種類			開発行為の規模
都市計画区域	線引き区域	市街化区域	500 m ² 以上 [福知山市及び舞鶴市は 1,000 m ² 以上]
		市街化調整区域	全て（原則）
	非線引き区域		3,000 m ² 以上
都市計画区域外			1 ha 以上

第2 手続編

1 許可の申請等について（法第12条、第15条、第30条、第34条）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域で、「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事を行おうとするときは、許可（法第12条第1項、第30条第1項）又は協議（国、都道府県、指定都市又は中核市が行う場合（法第15条第1項、第34条第1項））が必要です。

許可の申請又は協議に先立ち、あらかじめ工事計画について、当該計画地を所管する広域振興局、保健所、土木事務所及び市町村と十分協議してください。

なお、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます（法第15条第2項、第34条第2項）。

都市計画法に基づく開発許可又は協議に必要な手続については、『都市計画法に基づく開発許可申請等の手引』を参照してください。

「宅地造成」、「特定盛土等」又は「土石の堆積」に関する工事の許可の申請又は協議に必要な書類は、次のとおりです。

◇ 提出部数と提出先

区域	工事にかかる土地の面積	提出部数	提出先
宅地造成等 工事規制区域	1 ha 未満	正本1部 その写し3部 副本1部	各土木事務所 建築住宅課
	1 ha 以上	正本1部 その写し4部 副本1部	
特定盛土等 規制区域	以下の全てに該当する場合 ・農地4 ha 以下 ・森林10ha 以下 ・森林が2以上の広域振興局の 所管区域にわたらない	正本1部 その写し3部 副本1部	各広域振興局 森づくり振興課 又は 農商工連携・推進課 ※ 詳細は、提出先にご確認ください。
	以下のいずれかに該当する場合 ・農地4 ha 超 ・森林10ha 超 ・森林が2以上の広域振興局の 所管区域にわたる	正本1部 その写し4部 副本1部	

◇ 許可申請又は協議に必要な書類一覧

添付 順序	書類の名称		工事の種類		様式 ※ ¹	根拠	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積			
1	許可申請書【規則様式第二、第四】		○	○	有	法12条1項 法30条1項 規則7条、63条	
	協議書（国、都道府県等の場合） 【細則様式第6号、第7号】		○	○	有	法15条1項 法34条1項 細則4条1項	
2	委任状（申請等を委任される場合）		○	○	参 考		
3	資金計画書及び資金を示す書類 【規則様式第三、第五】		○	○	有	法12条2項2号 法30条2項2号 規則7条1項9号 規則7条2項7号 規則63条1項1号 規則63条2項1号	
4	申請者の 資力・信用に 関する書類	法人	印鑑証明書	○	○		法12条2項2号 法30条2項2号 細則2条2項2号イ
		法人の登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができない場合は、代表権を有することを証明する書類）	○	○		法12条2項2号 法30条2項2号 規則7条1項8号イ 規則7条2項6号イ 規則63条1項1号 規則63条2項1号 細則2条2項2号	
		法人税納税証明書	○	○		法12条2項2号 法30条2項2号	
		営業沿革調書 【細則様式第2号】	○	○	有	法12条2項2号 法30条2項2号 細則2条2項4号	
		宅地建物取引業者免許証の写し	○※ ²	○※ ²		法12条2項2号 法30条2項2号	
		役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの） 又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	○※ ³	○※ ³		法12条2項2号 法30条2項2号 規則7条1項8号ロ 規則7条2項6号ロ 規則63条1項1号 規則63条2項1号	
		暴力団員非該当に係る誓約書	○	○	参 考	規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号	
	申請者等の信用に係る誓約書	○	○	参 考	規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号		
個人	印鑑登録証明書	○	○		法12条2項2号 法30条2項2号 細則2条2項1号		

添付 順序	書類の名称		工事の種類		様式 ※ ₁	根拠	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積			
			営業沿革調書 【細則様式第2号】	○	○	有	法12条2項2号 法30条2項2号 細則2条2項4号
			所得税納税証明書	○	○		法12条2項2号 法30条2項2号
			宅地建物取引業者免許証 の写し	○※ ₂	○※ ₂		法12条2項2号 法30条2項2号
			住民票の写し若しくは個人 番号カードの写し(番号 を黒塗りしたもの) 又はこれらに類するもの であって、氏名及び住所 を証する書類	○※ ₃	○※ ₃		法12条2項2号 法30条2項2号 規則7条1項7号 規則7条2項5号 規則63条1項1号 規則63条2項1号
			暴力団員非該当に係る誓 約書	○	○	参 考	規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号
			申請者等の信用に係る誓 約書	○	○	参 考	規則7条1項12号 規則7条2項10号 規則63条1項2号 規則63条2項2号
5	能力に 関する 工事 施行 者の 書類	法人	法人の登記事項証明書	○	○		法12条2項3号 法30条2項3号
			建設業許可通知書の写し	○	○		法12条2項3号 法30条2項3号
			工事経歴書 【細則様式第3号】	○	○	有	法12条2項3号 法30条2項3号 細則2条2項5号
		個人	建設業許可通知書の写し	○	○		法12条2項3号 法30条2項3号
			工事経歴書 【細則様式第3号】	○	○	有	法12条2項3号 法30条2項3号 細則2条2項5号
6	設計者の資格を証する書類 資格調書【細則様式第4号】 卒業証明書 実務経験証明書 資格・免許証(写)		○	○	有・ 参 考	法13条2項 法31条2項 規則7条1項5号 規則63条1項1号	
7	盛土若しくは切土をする土地又は土石 の堆積を行う土地(以下「工事をする 土地」という。)及びその土地に存する 工作物の権利者による工事の施行同意 書【細則様式第1号】 並びに同意者の代表者事項証明書及び 印鑑証明書(同意者が法人である場合) 又は印鑑登録証明書(同意者が個人で ある場合)		○	○	有	法12条2項4号 法30条2項4号 規則7条1項10号 規則7条2項8号 規則63条1項1号 規則63条2項1号 細則2条2項1号	

添付 順序	書類の名称	工事の種類		様式 ※1	根拠
		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積		
8	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する「地図」又は同条第 4 項に規定する「地図に準ずる図面」(以下「登記地図」という。)の証明書	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号 細則 2 条 2 項 3 号
9	工事をする土地、その土地に存する工作物及び隣接地の登記事項証明書	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
10	擁壁の構造計算書 又は崖面崩壊防止施設の構造計算書	○			規則 7 条 1 項 2 号 令 14 条 2 号 規則 63 条 1 項 1 号
11	土質試験結果	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
12	地盤(土質)柱状図	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
13	盛土の安定計算書 崖面の安定計算書	○	○		規則 7 条 1 項 3 号 規則 7 条 1 項 4 号 規則 63 条 1 項 1 号
14	土量計算書	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
15	流量計算書	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
16	現況写真	○	○		規則 7 条 1 項 6 号 規則 7 条 2 項 4 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
17	住民への周知措置を講じたことを証する書類	○	○	参考	法 11 条、29 条 規則 7 条 1 項 11 号 規則 7 条 2 項 9 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
18	堆積土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類		○		規則 7 条 2 項 2 号 規則 63 条 2 項 1 号
19	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する書類		○		規則 7 条 2 項 3 号 規則 63 条 2 項 1 号
20	その他知事が必要と認める書類	○	○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号

※1 様式「有」は、省令又は細則で様式が定められています。

様式「参考」は、参考様式を本マニュアル末尾及び府 HP に掲載しています。

(以下、同じ。)

※2 工事に係る土地の売買等が宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業に該当する場合に添付してください。

土地区画整理事業の実施に伴い、事業の財源として保留地を売却することについては、宅建業法の適用を受けないとされていますので、土地区画整理事業の保留地売却を伴う申請の場合は、添付不要です。

※3 正本にのみ添付してください。

◎ 許可申請又は協議に必要な書類の作成に当たっての注意事項

書類		作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項
許可申請書又は協議書	手数料	手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証その他の納付したことがわかる書類を添付
	申請者（協議者）氏名	申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入
	工事主住所氏名	工事主（申請者）が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入
	設計者住所氏名	・設計者本人の所属と氏名を記入 ・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印
	工事施行者住所氏名	・省略せず必ず記入 ・工事施行者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入
	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	・所在地のすべての地番を省略せず記入 ・工事をする土地の所在地及び地番が、土地の所在地及び地番と異なる場合（土地の一部で工事を行う場合など）は、（ ）書きでその所在地及び地番を記入 ・代表地点（申請地の中央付近）の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入
	土地の面積	小数点以下第二位まで記入
宅地造成又は特定盛土等	工事着手前の土地利用状況	宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入
	工事完了後の土地利用	宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入
	盛土のタイプ	該当する盛土のタイプに○印 (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

書類		作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項
	土地の地形	溪流等への該当の有無のいずれかに○印 ・溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの ・具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配 10 度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲を基本とする（現地の状況に応じて溪流等の範囲を変更することもある）
土石の堆積	工事の目的	特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載し、前者の場合は工事の期間についても記載
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入
	工事着手予定年月日 工事完了予定年月日	・本来除却されるべき土石が放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要がある（一定の期間：5年を超えないこと）。 ・工事着手予定年月日から工事完了予定年月日の期間を、5年以内とする。
	工程の概要	・記入欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成し添付 ・土石の堆積：年間の搬入・搬出量等を記載
	その他必要な事項	工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入
委任状		・申請及び委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名地番を明記
資金計画書及び資金を示す書類		資力の有無を確認するため、預金残高証明書、融資証明書等を資金計画書に併せて添付
納税証明書		許可申請をしようとする日の属する年度の直前の3年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証するもの（国税の納税証明書「その1」）
役員の住民票の写し若しくは個人カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類		・役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者のものを提出 ・住民票の写し又は個人番号カードの写しに類するものは、次のとおり（本人確認書類）。 (1) 運転免許証の写し (2) 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）の写し (3) 在留カードの写し (4) 特別永住者証明書の写し

書類	作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項
設計者の資格を証する書類	法第 13 条第 2 項により資格を有する者の設計によらなければならない場合は、令第 22 条の資格を明らかにする書類(卒業証明書、履修科目単位取得証明、国土交通大臣認定講習の修了証等の写し、雇用主による実務経験を証する書類等)を添付
工事をする土地又はその土地に存する工作物の権利者による工事の施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をする土地及びその土地に存する工作物の権利者による工事の施行同意書には、次の権利者の意思が確認できるように実印を押印 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用賃借権を有する者 (2) (1)のほか、使用収益権(永小作権、地役権等)を有する者 ・同意者の代表者事項証明書及び印鑑証明書(同意者が法人である場合)又は印鑑登録証明書(同意者が個人である場合)を添付 ・土地区画整理事業等の施行に伴う工事である場合は、添付不要(法第 12 条第 2 項第 4 号、第 30 条第 2 項第 4 号)
登記地図の証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局が交付する登記地図の証明書を添付 ・申請日前から 3 箇月以内のものを添付 ・隣接地は、登記地図の写し又は登記情報提供サービスによる「地図情報」に調査日を記入し、調査者が記名したのもでもよい。 ・加工しないこと。
土地又は工作物の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局が交付する登記事項証明書を添付 ・申請日前から 3 箇月以内のものを添付 ・工作物の登記事項証明書は、工事により直接影響を受ける場合にのみ添付 ・隣接地は、「登記事項要約書」又は登記情報提供サービスによる「不動産登記情報」に調査日を記入し、調査者が記名したのもでもよい。
構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の概要、構造計画、応力計算、断面算定を記入 ・鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁で、地上高さが 2 m を超える場合は、中地震時及び大地震時の検討結果を添付 ・『盛土等防災マニュアルの解説』による。 ・参考：「開発行為において設置する擁壁の構造指針」 ・令第 17 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用する場合、構造計算書に代わり、次の書類を添付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定書の写し (2) 認定書(別記)の写し (3) 認定書(別記)に記載の単体の形状等が「認定申請書によること」等となっている場合は、認定申請書の該当ページの写し (4) 認定書(別記)に記載の適用土質、載荷重及び必要地耐力が、「認定申請書によること」等となっている場合は、認定申請書の該当ページの写し (5) プレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造される擁壁の場合は、製造工場の認証及び有効期間に係る証明書(認定書(別記)に記載されている場合を除く)

書類	作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他認定の要件の確認に必要な書面
土質試験結果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画に必要な構造物設置箇所について作成すること。
地盤（土質）柱状図	<ul style="list-style-type: none"> ・その他指示する箇所について作成すること。
盛土の安定計算書	<p>溪流等において高さ 15m 超の盛土をするとき（令第 7 条第 2 項第 2 号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記入</p>
崖面の安定計算書	<p>崖面を擁壁で覆わないとき（令第 8 条第 1 項第 1 号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記入</p>
流量計算書	<p>流域（工事をする土地の区域外を含む。）、雨量、流出係数、排水施設の種類、勾配及び粗度係数を記入</p>
現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（申請地の宅盤の状況、前面道路、排水施設（放流先の側溝等大きさが分かるもの）、擁壁の状況が分かるものを数枚添付） ・撮影年月日を記入し、撮影者を記名 ・地形図に記入した撮影方向の番号を付すこと
住民への周知措置を講じたことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第 11 条、第 29 条）を証する書類。参照 P. 33 「2 住民への周知措置」 ・参考様式注意事項の内容が分かる書類を添付すること。
堆積土石の崩壊を防止するための措置の内容が適切であることを証する書類	<p>土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（規則第 32 条）の内容が、適切であることを証する書類</p>
土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の内容が適切であることを証する書類	<p>次の(1)か(2)のいずれかの措置（規則第 34 条）の内容が、適切であることを証する書類</p> <p>(1) 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること</p> <p>(2) 次に掲げる全ての措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石を防水性のシートで覆う等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

◇ 許可申請又は協議の必要図面一覧表

図面 番号	図面の名称	縮尺	工事の種類		根拠
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積	
1	位置図	1/10,000 以上	○	○	規則 7 条 1 項 1 号 規則 7 条 2 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
2	地形図	1/2,500 以上	○	○	規則 7 条 1 項 1 号 規則 7 条 2 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
3	登記地図の合成図		○	○	規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
4	求積図		○	○	規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
5	土地の平面図	1/2,500 以上 (宅地造 成又は特定盛土等) 1/500 以上 (土石の 堆積)	○	○	規則 7 条 1 項 1 号 規則 7 条 2 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
6	土地の断面図	1/2,500 以上 (宅地造 成又は特定盛土等) 1/500 以上 (土石の 堆積)	○	○	規則 7 条 1 項 1 号 規則 7 条 2 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号 規則 63 条 2 項 1 号
7	排水施設の平面図	1/500 以上	○		規則 7 条 1 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号
8	排水流域図		○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 63 条 1 項 2 号
9	崖の断面図	1/50 以上	○		規則 7 条 1 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号
10	擁壁又は崖面崩壊 防止施設の断面図	1/50 以上	○		規則 7 条 1 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号
11	擁壁又は崖面崩壊 防止施設の背面図	1/50 以上	○		規則 7 条 1 項 1 号 規則 63 条 1 項 1 号
12	擁壁の展開図		○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 63 条 1 項 2 号
13	構造図		○		規則 7 条 1 項 12 号 規則 63 条 1 項 2 号
14	境界確定図の写し		○	○	規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号
15	その他知事が必要と認める図面		○	○	規則 7 条 1 項 12 号 規則 7 条 2 項 10 号 規則 63 条 1 項 2 号 規則 63 条 2 項 2 号

◎ 許可申請又は協議の必要図面の作成に当たっての注意事項

図面の名称	作成に当たっての注意事項	
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で明示 ・道路及び目標となる地物を記入 ・排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） 	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況を示したもの ・土地の境界線を赤実線で明示 ・等高線（2 mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 ・現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 	
登記地図の合成図	<ul style="list-style-type: none"> ・登記地図に登記事項等を記入したもの ・土地（隣接地を含む。）全体が1枚に収まるように作成 ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・土地及び隣接地に登記上の地目、面積、すべての権利者（隣接地については所有権者のみ）の住所及び氏名を記入 	
求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・図中には求積計算表を記入し、土地及び工事をする土地の実測面積を明示 ・道路水路等の公共用物との境界は、境界確定図と整合させる。 	
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・電子データ（PDF）での提出もお願いします（許可後）。 	
	宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） ・盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 ・法面（崖含む）、擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長）、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・法面（崖含む）の形状を明示 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入

図面の名称	作成に当たっての注意事項	
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の部分を明示 ・土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入
土地の断面図		土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示
	宅地造成又は特定盛土等	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高（高低差の著しい箇所について作成）を明示 ・盛土又は切土をする前後の土地の高低差（工事をする土地の区域内の最大の高低差となる箇所）を明示 ・盛土は緑色、切土は黄色に着色 ・盛土においては 30 cm 毎の締固めを行う旨を記入 ・傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入 ・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工等）を設置する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の地盤面及び地盤高を明示 ・土石の堆積の最大堆積高さを明示
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示	
排水流域図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をする土地の区域内の流域のほか、当該区域外で当該区域内に雨水が流入する部分も流域として明示 ・流量計算書と対照できるように各流域に番号等を付すとともに、流量計算箇所（チェックポイント）を明示 ・排水流域図は、明示する事項に不足がなければ排水施設の平面図と兼ねることができる。 	
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法、計画地盤高、現地盤高を明示 ・高低差が最も大きい箇所は必ず作成すること。 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	

図面の名称	作成に当たっての注意事項
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 ・擁壁を設置する前後の地盤面及び地盤高、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 ・配筋について明示 ・地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を明示
擁壁の展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の地上高さ、根入れ深さ、延長、折れ点の位置及び伸縮目地の位置を明示 ・水抜穴の位置又は壁面の面積及び水抜穴の必要数を明示 ・擁壁の展開図は、明示する事項に不足がなければ擁壁の背面図と兼ねることができる。
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面及び地盤高、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示
崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を明示 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設等の工事を施行する施設の構造図を添付 ・技術基準の審査に必要な事項を記入
境界確定図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・土地と道路水路等の公共用物との境界は、境界確定図により明らかにする。 ・他の図面の境界線が境界確定図と一致するかを確認 ・公共用物の管理者が認める場合は、境界確定図に代わる図面でもよい。
その他知事が必要と認める図書	その他技術基準を審査するために必要なもの

(注)

- ・図面のうち該当がないものは、省略できます。
- ・図面（境界確定図の写しを除く。）には、縮尺及び方位を記入し、作成者が記名をしてください。
- ・図面の作成にあたっての表記は、申請図書の凡例一覧表を参考としてください。
- ・図面には、図面番号を付して、番号順に並べた上、A4判の図面袋に入れてください。
- ・図面袋には、図面一覧表（図面番号及び図面の名称を示したもの）を貼り付けてください。

2 住民への周知措置（法第11条、第29条）

（住民への周知）

法第11条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（住民への周知の方法）

規則第6条 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第7条第2項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び次条第1項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条及び次条第1項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

令第7条 （略）

2 （略）

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

規則第12条 令第7条第2項第二号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法（京都府において定めなし）

（住民への周知）

法第29条 工事主は、次条第1項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

（住民への周知の方法）

規則第62条 法第29条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第6条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 住民への周知の方法

許可の申請（法第12条第1項又は第30条第1項のものに限る。）をするときは、あらかじめ、工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、次に掲げるいずれかの方法により、工事の内容を周知させなければいけません。ただし、溪流等において高さが15mを超える盛土をする場合は、アの方法によらなければいけません。

なお、住民に限らず、当該工事の施行に係る土地の隣接地の所有者及び使用者にも、周知するようにしてください。

ア 説明会の開催

工事の内容についての説明会を開催すること。

イ 書面の配布

工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

ウ 掲示及びインターネットを利用した閲覧

工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

(2) 周知する工事の具体的内容

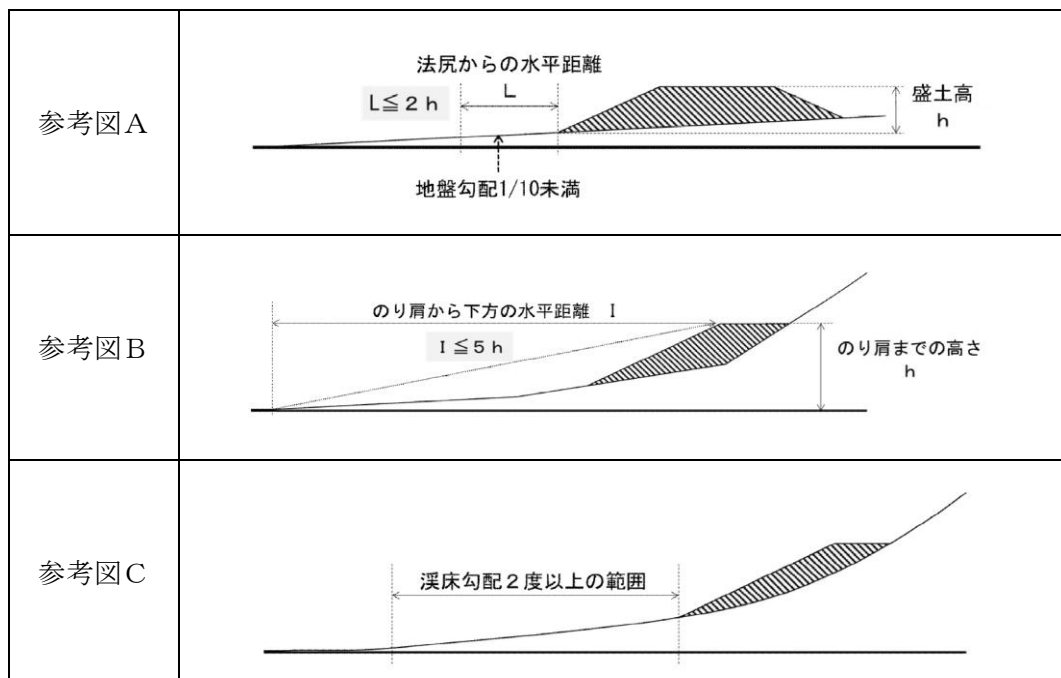
住民へ周知する工事の具体的内容は、以下のとおりです。

盛土等の区分	周知する工事の具体的な内容
宅地造成 又は 特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ その他知事が必要と認める事項
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他知事が必要と認める事項

(3) 周知を行う範囲

以下を参考として盛土等の影響がある範囲の住民へ周知を行ってください。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲（例）
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲 （※ 参考図Aの L の範囲） ○ 盛土等を行う土地の隣接地 ○ 盛土等を行う土地の境界から水平距離数10m程度の範囲 ○ 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲
腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> ○ 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲 （※ 参考図Bの I の範囲） ○ 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m～数百m程度の範囲 ○ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲
① 規則第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ② 溪流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①及び②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下流の溪床勾配が2度以上の範囲 （※ 参考図C） ○ 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲



3 変更許可の申請等について（法第 16 条、第 35 条）

工事の許可又は協議の成立の後、工事の完了前に工事計画の変更（法第 16 条第 1 項ただし書及び第 35 条第 1 項ただし書の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更許可又は変更協議が必要です（法第 16 条第 1 項本文、第 3 項、第 35 条第 1 項本文、第 3 項）。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の変更許可をもって盛土規制法の変更許可とみなされます（法第 16 条第 5 項、第 35 条第 5 項）。

このみなし規定は、当初の開発許可で盛土規制法の許可をしたものとみなされた工事にのみ適用されるため、当初の開発許可時には盛土規制法の許可対象に該当せず、開発許可の変更許可時に盛土規制法の許可対象に該当した場合は、改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります。

工事の変更許可の申請又は変更協議に必要な書類は次のとおりです。

◇ 提出部数と提出先

区域	工事にかかる土地の面積	提出部数	提出先
宅地造成等 工事規制区域	1 ha 未満	正本 1 部 その写し 3 部 副本 1 部	各土木事務所 建築住宅課
	1 ha 以上	正本 1 部 その写し 4 部 副本 1 部	
特定盛土等 規制区域	以下の全てに該当する場合 ・農地 4 ha 以下 ・森林 10ha 以下 ・森林が 2 以上の広域振興局の 所管区域にわたらない	正本 1 部 その写し 3 部 副本 1 部	各広域振興局 森づくり振興課 又は 農商工連携・推進課 ※ 詳細は、提出先にご確認ください。
	以下のいずれかに該当する場合 ・農地 4 ha 超 ・森林 10ha 超 ・森林が 2 以上の広域振興局の 所管区域にわたる	正本 1 部 その写し 4 部 副本 1 部	

◇ 工事の変更許可申請又は変更協議の必要図書一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	変更許可申請書 【規則様式 第七、八】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証その他の納付したことがわかる書類を添付 ・土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 	有
	変更協議書 【細則様式 第12号、13号】		有
2	委任状（委任される場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請又は委任の意思が分かるよう実印を押印 ・委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入 	参考
3	変更理由書	変更理由を具体的に記入	
4	位置図	当初許可申請（協議）の注意事項を参照	
5	変更内容を示す図書	当初許可申請（協議）の添付図書のうち、内容が変更されるものを改めて作成し、変更箇所を明示の上で添付（作成要領は当初許可申請（協議）に同じ。）	

4 軽微な変更又はその他の変更等の届出について（法第 16 条、第 35 条）

工事の許可又は協議の成立の後、工事の完了前に軽微な変更（法第 16 条第 1 項ただし書及び第 35 条第 1 項ただし書）又はその他の変更等（細則第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）をしようとするときは、その旨の届出が必要です（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項、細則第 7 条第 2 項）。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の届出をもって盛土規制法の届出とみなされます（法第 16 条第 5 項、第 35 条第 5 項）。

(1) 軽微な変更

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 ※ 工事主、設計者又は工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。（一般承継の場合を除く）
- ・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
 土石の堆積に関する工事にあつては、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。

(2) その他の変更等

- ・現場管理者の住所、氏名又は連絡場所の変更
- ・工事の中止、再開又は全部若しくは一部の廃止

上記届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所
 の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 工事の軽微な変更又はその他の変更等の届出の必要書類一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	変更届 【細則様式第 9 号】 現場管理者等変更届 【細則様式第 10 号】	・変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対 照させて記入 ・協議の場合、許可の年月日及び番号の欄には、 協議成立の年月日及び番号を記入	有
	工事の中止・再開・廃止 届【細則様式第 11 号】	協議の場合、許可の年月日及び番号の欄には、協 議成立の年月日及び番号を記入	有
2	変更内容を示す書類	必要に応じて添付	

※ 工事の中止又は廃止をしようとする場合は、現地の防災措置を確認する必要がありますので、所管の土木事務所又は広域振興局等と協議し、その指示に従ってください。

5 工事着手届について（細則第5条）

工事の許可又は協議の成立の後、工事に着手するときは、工事着手届の提出が必要です（細則第5条）。

工事着手届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本1部及び副本1部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、宅地造成及び特定盛土等に係る工事着手届の提出は不要です（都市計画法の規定による届出は別途必要です）。

◇ 工事着手届の必要書類一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	工事着手届 【細則様式第8号】	届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入	有
2	工事工程計画表	中間検査、定期報告が必要な場合は、それぞれの予定時期を記入	

6 工事現場における許可等の表示について（法第 49 条、規則第 87 条）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主（法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項に規定する協議が成立した者及び第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項に規定する都市計画法の許可を受けた者を含む。）又は法第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は当該許可、協議、届出に係る工事の着手日から完了日まで、工事現場の見やすい場所に次の標識を掲げてください（法第 49 条、規則第 87 条）。

変更許可等により表示の内容が変更された場合は、変更後の内容を表示してください。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、工事現場に掲げる標識は、都市計画法に係る開発許可と盛土規制法にかかる許可の計 2 枚の標識を掲げてください。

なお、規則第 87 条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

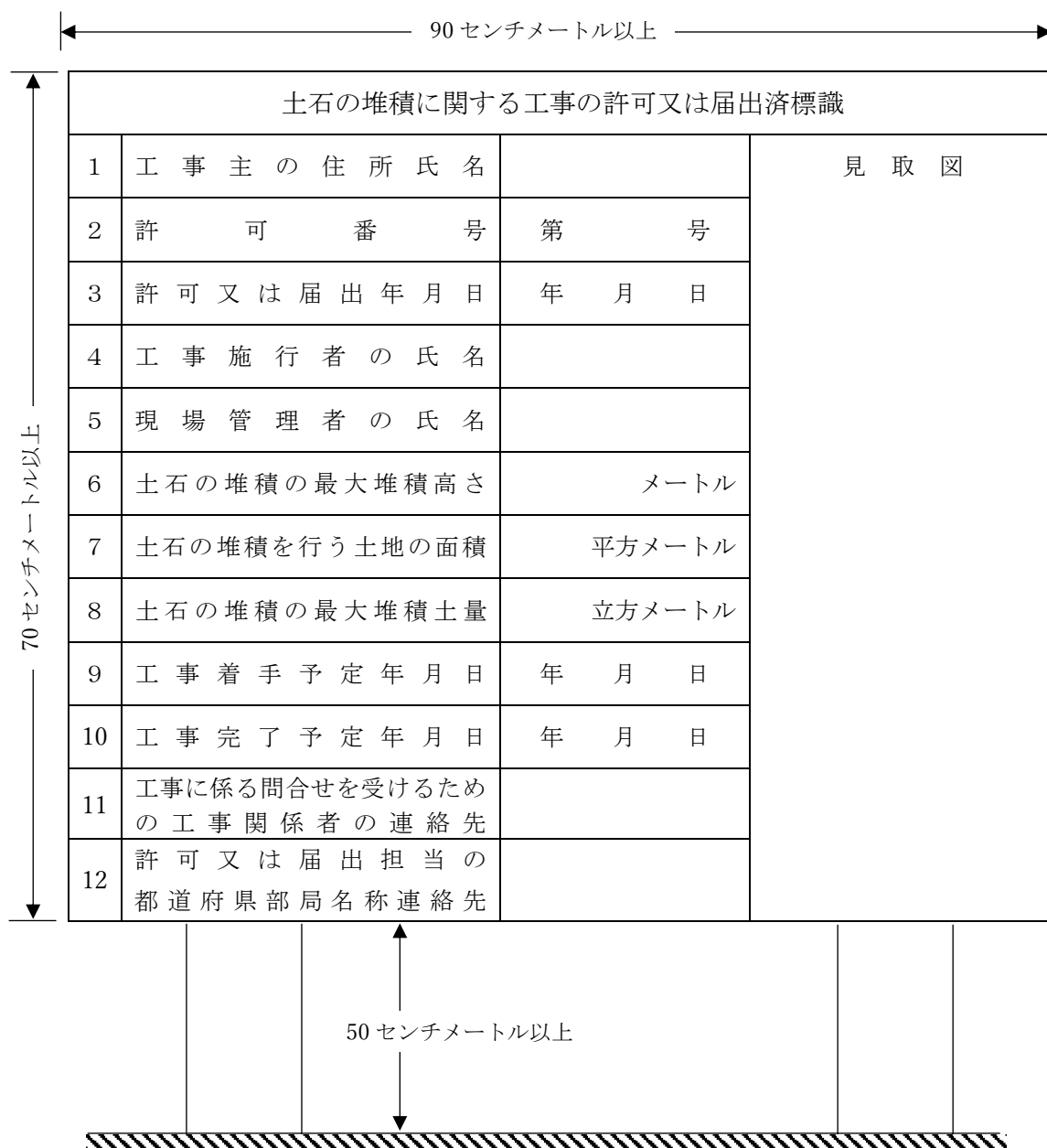
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
70センチメートル以上	{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出}			済標識	
	1	工事主の住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

[注意]

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。
- 3 12欄には、許可又は届出の受付窓口の名称と電話番号を記入してください（○土木事務所建築住宅課、○○広域振興局○○課）。

土石の堆積に関する工事の標識



〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。
- 3 12欄には、許可又は届出の受付窓口の名称と電話番号を記入してください（○土木事務所建築住宅課、○○広域振興局○○課）。

7 中間検査について（法第 18 条、第 37 条）

(1) 中間検査の対象

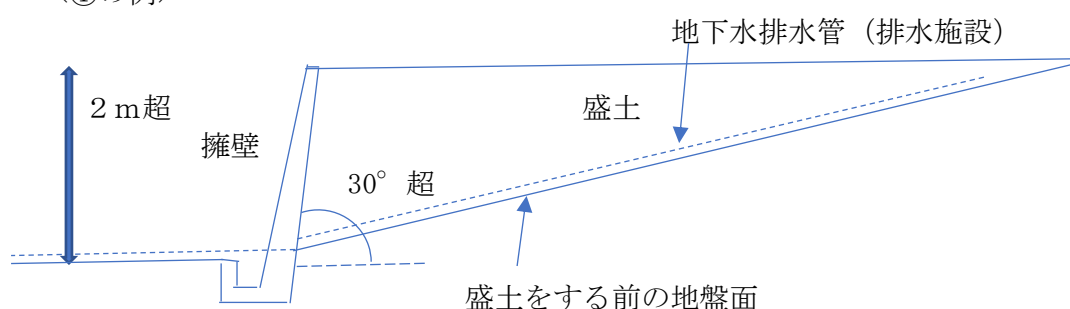
宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、一定規模を超え、かつ、**特定工程**（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工程）を含む場合は、その特定工程を終えた段階で知事等の中間検査を受けなければなりません（法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項、令第 24 条第 1 項、第 32 条第 1 項）。

特定工程とされている排水施設の設置は、盛土等の安定に関わる重要な工程であり、特に、埋められた後では確認することができないため、排水施設の周囲を採石その他の資材で埋める工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、行うことができません（法第 18 条第 3 項、第 37 条第 3 項、令第 24 条第 2 項、第 32 条第 3 項）。

行為	規模	特定工程
宅地造成 又は 特定盛土等	① 盛土であって高さが 2 m 超の崖を生ずるもの ② 切土であって高さが 5 m 超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが 5 m 超のもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が 3,000 m ² 超のもの（①～④を除く。）	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工程

土石の堆積に関する工事は、中間検査の対象ではありません。

〈①の例〉



(2) 中間検査の手続

中間検査の申請は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に行わなければなりません（規則第45条、第75条）。

中間検査の申請は、次の許可の特例の場合にも必要です。

- ・国等の協議成立したもの
- ・都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事

中間検査が複数回必要になる場合は、工事着手届に添付する工事工程計画表に検査時期を明記し、申請窓口で検査日程を十分調整してください。

中間検査の申請に必要な書類は、次のとおりです。

提出書類は、**正本1部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 中間検査の申請に必要な書類

添付順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	中間検査申請書 【規則様式第十三】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 ・協議成立による許可の場合は、許可番号の欄に協議成立番号を、許可年月日の欄に協議成立年月日を記入 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事の場合は、その旨を注記して、許可番号、許可年月日を記入 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付済証その他の納付したことがわかる書類を添付 	有
2	中間検査チェック表 (工事施行者用)	申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	HP
3	完了した工程に係る工事の部分を明示した平面図	土地の平面図に完了した工程に係る工事の部分を明示	
4	出来形図	設計との比較がなされたもの	
5	工事写真	P.50「11 工事写真について」による	

※ 必要書類は以上のとおりですが、中間検査申請の時点までの試験結果報告書や品質証明書等については、中間検査申請の時点で提出していただいても支障ありません。

※ 様式「HP」は、HPに様式を掲載しています（以下、同じ）。

8 一部完了検査について（細則第13条）

(1) 工事の一部完了検査の対象

工事の一部が完了し、次のいずれかに該当する場合は、一部完了検査を受けることができます（細則第13条）。

ア 一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地のそれぞれが独立して安全に使用し得るとき。

イ 一部完了検査を受けようとする土地の使用が、他の土地の災害防止に支障がないと認められるとき。

ウ その他一部完了検査を行うことについて知事が支障がないと認めるとき。

(2) 一部完了検査の手続

申請前に、上記(1)ア～ウへの該当について、工事をする土地を所管する土木事務所¹の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）と協議してください。

工事の一部完了検査申請に必要な書類は、次のとおりです。

提出書類は、**正本1部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所¹の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 一部完了検査申請に必要な書類

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	一部完了検査申請書 【細則様式第16号】	<ul style="list-style-type: none"> 申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 協議成立による許可の場合は、許可番号の欄に協議成立番号を、許可年月日の欄に協議成立年月日を記入 手数料は不要 	有
2	完了検査チェック表 (工事施行者用)	申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	HP
3	完了した工事の部分を 明示した平面図	土地の平面図に完了した工事の部分を明示	
4	出来形図	設計との比較がなされたもの	
5	工事写真	P.50「11 工事写真について」による	
6	試験結果報告書	擁壁等の支持地盤の強度が確保されていることを照査した平板載荷試験等の結果報告書	
7	品質証明書	コンクリート等の品質証明書	

9 工事の完了検査、土石の除却確認について（法第 17 条第 1 項、第 36 条第 1 項）

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了した場合

工事が技術的基準に適合しているかどうかについて、完了検査を受ける必要があります（法第 17 条第 1 項、第 36 条第 1 項）。

工事が完了した日から 4 日以内に検査の申請を行ってください（規則第 39 条、第 69 条）。検査の結果、工事が技術的基準に適合していると認められたときは、検査済証が交付されます。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法第 36 条第 1 項の完了検査の届出を行い、検査を受けてください。同条第 2 項により交付された検査済証が法第 17 条第 2 項又は第 36 条第 2 項により交付された検査済証とみなされます。

(2) 土石の堆積に関する工事が完了した場合

堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、確認を受ける必要があります（法第 17 条第 4 項、第 36 条第 4 項）。

工事が完了した日から 4 日以内に確認の申請を行ってください（規則第 42 条、第 72 条）。堆積されていた全ての土石が除却されたと認められたときは、確認済証が交付されます。

(3) 工事の完了検査又は土石の除却確認の手続

工事の完了検査、土石の除却確認の申請に必要な書類は、次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

完了検査及び確認の申請は、国等の協議成立したものも必要です。

◇ 工事の完了検査の申請に必要な書類

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	完了検査申請書 【規則様式第九】	<ul style="list-style-type: none"> 申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 協議成立による許可の場合は、許可番号の欄に協議成立番号を、許可年月日の欄に協議成立年月日を記入 手数料は不要 	有
2	完了検査チェック表 (工事施行者用)	工事施行者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	HP
3	出来形図	設計との比較がなされたもの	
4	工事写真	P. 50「11 工事写真について」による	

5	試験結果報告書	擁壁等の支持地盤の強度が確保されていることを照査した平板載荷試験等の結果報告書	
6	品質証明書	コンクリート等の品質証明書	

◇ 除却確認の申請に必要な書類

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	確認申請書 【規則様式第十一】	<ul style="list-style-type: none"> 申請者又は協議者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 協議成立による許可の場合は、許可番号の欄に協議成立番号を、許可年月日の欄に協議成立年月日を記入 手数料は不要 	有
2	工事写真	P.50「11 工事写真について」による	

10 定期報告について（法第 19 条、第 38 条）

(1) 定期の報告の対象

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模以上のものについて許可を受けた者は、工事の実施状況等を定期的に報告しなければなりません（法第 19 条、第 38 条）。

定期報告の対象となる行為の内容及び規模は次表のとおりです。

報告対象となる行為の内容及び規模	
宅地造成 特定盛土等	次の①～⑤のいずれかの規模であること ① 盛土であって高さが 2 m 超の崖を生ずるもの ② 切土であって高さが 5 m 超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが 5 m 超のもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が 3,000 m ² 超のもの（①～④を除く。）
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 5 m を超えかつ面積が 1,500 m ² を超えるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000 m ² を超えるもの（⑥を除く。）

(2) 定期の報告の手続

定期報告は、許可日から 3 箇月ごとに、報告時点での工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して報告しなければなりません（規則第 48 条から第 50 条、第 78 条から第 80 条）。

定期報告は、次の許可の特例の場合にも必要です。

- ・ 国等の協議成立したもの
- ・ 都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事

定期報告に必要な書類及び報告事項は、次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所¹の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 定期報告に必要な書類及び報告事項

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	定期報告書 【細則様式第 14 号、 第 15 号】	報告者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	有

2	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 50「11 工事写真について」による ・ 平面図等に記入の撮影方向の番号を付す 	
3	平面図等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告対象の位置を明示 ・ 写真の撮影方向（番号を付す）を記入 	
4	その他の書類	報告内容を補完するもの	

報告事項		
1	工事が施行される土地の所在地	
2	工事の許可年月日及び許可番号（協議成立による許可の場合は、協議成立番号、協議成立年月日）	
3	前回の報告年月日	
4	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の報告時点における状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 盛土又は切土の高さ ② 盛土又は切土の面積 ③ 盛土又は切土の土量 ④ 擁壁等に関する工事の施行状況
	土石の堆積に関する工事の報告時点における状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 土石の堆積の高さ ② 土石の堆積の面積 ③ 堆積されている土石の土量 ④ 前回報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

11 工事写真について

7～10 の申請書等に添付する工事写真は、次のことに注意して撮影し、整理してください。

(1) 完成写真

全景及び主要箇所の写真を添付してください。

撮影に当たっては、次の事項に注意してください。

全景	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前と工事完了後について、同一アングルにて対比できるよう撮影 ・2箇所以上から撮影
主要箇所	工事着手前と工事完了後について、同一アングルにて対比できるよう撮影

(2) 工事施行中の写真

工事の種類に応じて、施行状況等を撮影した写真を添付してください。

土石の除却確認申請には、工事施行中の写真は不要です。

工事の種類	撮影対象
土工事	<ul style="list-style-type: none"> ・透水用暗渠その他埋設構造物 ・段切の状況 ・盛土の締固め状況（30 cm毎）及び土石の搬入状況
擁壁工事	<ul style="list-style-type: none"> ・床掘の状況 ・ブロック積（石積）及び裏込透水層 ・鉄筋コンクリート造擁壁のコンクリート打設及び配筋の状況 ・水抜穴の設置状況 ・その他透水層及び埋戻しの状況
排水施設工事	床掘、管渠等の布設状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・杭打等の状況 ・各種試験等（地耐力等）の状況 ・その他特殊な工法等の施行状況

撮影に当たっては、次の事項に注意してください。

全般	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後に外部から検査困難な箇所の形状、寸法、並びに工事状況等が分かるよう整理 ・施行状況を示すものと各種構造物等の寸法を示すものに区別
各種構造物等の寸法を示す場合	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずスタッフ、ポール等をあて、寸法が明確に読み取れるようにする。 ・撮影の箇所、年月日、構造物の内容等を記入した黒板を掲示して撮影
施行状況を示す場合	撮影箇所を固定し、定期的に撮影

12 規制区域指定の際に施行されている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域において宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている工事主は、当該規制区域指定の日から 21 日以内に届出が必要です(法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項)。

◇ 届出対象となる盛土等の工事

	届出が必要な行為	
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
宅地造成・特定盛土等	① 盛土で高さが <u>1 m 超</u> の崖を生ずるもの ② 切土で高さが <u>2 m 超</u> の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2 m 超</u> の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが <u>2 m 超</u> となるもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が <u>500 m²超</u> となるもの（①～④を除く。）	① 盛土で高さが <u>2 m 超</u> の崖を生ずるもの ② 切土で高さが <u>5 m 超</u> の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>5 m 超</u> の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが <u>5 m 超</u> となるもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土の面積が <u>3,000 m²超</u> のもの（①～④を除く。）
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが <u>2 m 超</u> かつ面積が <u>300 m²超</u> となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が <u>500 m²超</u> となるもの（⑥を除く。）	⑥ 最大時に堆積する高さが <u>5 m 超</u> かつ面積が <u>1,500 m²超</u> となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が <u>3,000 m²超</u> となるもの（⑥を除く。）
必要書類	下表 1～4 を添付してください。	下表 1～6 を添付してください。

届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所
の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 規制区域指定の際に施行されている工事の届出の必要書類一覧

添付順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	届出書 【規則様式 第十五、十六】	届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入	有

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
2	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺を 1/2,500 以上とし、都市計画基本図等を使用 縮尺、方位、道路及び目標となる地物を明示 	
3	届出地及びその 周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその 周辺の状況を明らかにするもの	
4	委任状（委任さ れる場合）	工事主以外が届出をする場合	参考
5	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺を 1/500 以上とし、等高線は 2 m の標高差を示すもの 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 	
6	土地の平面図 （宅地造成、特 定盛土等）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 盛土又は切土をする土地の部分を明示 盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 法面（崖含む）、擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長）、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 法面（崖含む）の形状を明示 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載 	
	土地の平面図 （土石の堆積）	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位及び土地の境界線を明示 土石の堆積を行う土地の部分を明示 土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 	

13 擁壁等の除却に関する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、擁壁等の除却に関する工事（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事又は協議が成立した工事を除く。）を行おうとする者は、当該工事に着手する日の 14 日前までに届出が必要です。（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）

なお、規制区域の指定前に設置された擁壁等を除却する場合も届出の対象となるのでご注意ください。

◇ 届出対象となる除却に関する工事

- ・ 高さが 2 m を超える擁壁又は崖面崩壊防止施設[※]の全部又は一部の除却
- ・ 地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却
- ・ 地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却

※ 崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離

届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する土木事務所
の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 擁壁等の除却に関する工事の届出の必要書類一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	届出書 【規則様式第十七】	届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入	有
2	その他知事が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出工事の内容を把握し、危険な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局等の指示に従うこと。 ・ 除却する擁壁等の位置、種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長を明示。 ・ 擁壁等の除却後の安全対策を明示。 	

14 公共施設用地を宅地又は農地等に転用する届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、当該転用した日から 14 日以内に届出が必要です。（法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）

届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、転用する土地を所管する土木事務所
の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは
農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 公共施設用地を宅地又は農地等に転用する届出の必要書類一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	届出書 【規則様式第十八】	届出者が法人である場合は、法人名称及び代表者の氏名を記入	有
2	その他知事が必要と認める書類	届出工事の内容を把握し、危険な宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積が行われないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局等の指示に従うこと。	

15 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条）

特定盛土等規制区域において特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする工事主は、当該工事の計画について、工事に着手する日の 30 日前までに届出が必要です（法第 27 条第 1 項）。

なお、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の届出をしたものとみなされます（法第 27 条第 5 項）。

◇ 届出対象となる盛土等の工事

届出対象となる行為の内容及び規模		
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれの大きいもの	① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの（①、③を除く。） ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² 超となるもの（①～④を除く。）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に当該土石を除却するもの	⑥ 最大時に堆積する高さが 2 m 超かつ面積が 300 m ² 超となるもの ⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m ² 超となるもの（⑥を除く。）

届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する広域振興局の森づくり振興課又は農商工連携・推進課に提出してください。

◇ 特定盛土等規制区域内において行う工事の届出の必要書類一覧

添付順序	書類の名称	工事の種類		様式
		特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書【規則様式第十九、二十】	○	○	有
2	委任状（届出を委任される場合）	○	○	参考
3	届出者が法人			
	登記事項証明書 （当該法人の代表者が当該許可の申請に係る代表権を有することを証明することができない場合は、代表権を有することを証明する書類） 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し	○	○	

添付 順序	書類の名称		工事の種類		様式
			特定盛土 等	土石の 堆積	
		又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類			
	届出者が個人	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（番号を黒塗りしたもの）又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類	○	○	
4	現況写真		○	○	
5	その他知事が必要と認める書類		○	○	

◎ 届出に必要な書類の作成に当たっての注意事項

書類		作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項	
届出書	届出者氏名	届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	
	工事主住所氏名	工事主が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入	
	設計者住所氏名	設計者本人の所属と氏名を記入	
	工事施行者住所氏名	<ul style="list-style-type: none"> 省略せず必ず記入 工事施行者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 	
	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	<ul style="list-style-type: none"> 所在地のすべての地番を省略せず記入 工事をする土地の所在地及び地番が、土地の所在地及び地番と異なる場合（土地の一部で工事を行う場合など）は、（ ）書きでその所在地及び地番を記入 代表地点（申請地の中央付近）の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入 	
	土地の面積	小数点以下第二位まで記入	
	特定盛土等	工事着手前の土地利用状況	宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入
		工事完了後の土地利用	宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入
		盛土のタイプ	該当する盛土のタイプに○印 (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
		土地の地形	溪流等への該当の有無のいずれかに○印 <ul style="list-style-type: none"> 溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの 具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配 10 度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離

書類		作成に当たって注意すべき事項及び明示すべき事項
		が25m以内の範囲を基本とする。(現地の状況に応じて溪流等の範囲を変更することもある。)
土石の堆積	工事の目的	特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載し、前者の場合は工事の期間についても記載
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入
	工程の概要	<ul style="list-style-type: none"> 記入欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成し添付 土石の堆積：年間の搬入・搬出量等を記載
	その他必要な事項	工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入
委任状		委任内容及び申請地のすべての地名地番を明記
現況写真		<ul style="list-style-type: none"> 工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請地の宅盤の状況、前面道路、排水施設(放流先の側溝等大きさが分かるもの)、擁壁の状況が分かるものを数枚添付) 撮影年月日を記入し、撮影者を記名 地形図に記入した撮影方向の番号を付す
その他知事が必要と認める書類		届出工事の内容を把握し、危険な特定盛土等又は土石の堆積が行われないことを確認する必要があるため、広域振興局の指示に従うこと。

◇ 特定盛土等規制区域内において行う工事の届出の必要図面一覧表

図面番号	図面の名称	縮尺	工事の種類	
			特定盛土等	土石の堆積
1	位置図	1/10,000 以上	○	○
2	地形図	1/2,500 以上	○	○
3	土地の平面図	1/2,500 以上	○	○
4	土地の断面図	1/2,500 以上	○	○
5	排水施設の平面図	1/500 以上	○	
6	崖の断面図	1/50 以上	○	
7	擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	○	
8	擁壁又は崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	○	
9	その他知事が必要と認める図面		○	○

◎ 届出の必要図面の作成に当たっての注意事項

図面の名称	作成に当たっての注意事項	
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界線を赤実線で明示 ・方位、道路及び目標となる地物を記入 ・排水経路を名称とともに流末河川まで青実線で記入（表現できない場合は、地形図に記入することも可）（土石の堆積の場合は不要） 	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況を示したもの ・方位及び土地の境界線を記入 ・土地の境界線を赤実線で明示 ・等高線（2 mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 ・現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入 	
土地の平面図	<p>特定盛土等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線を記入 ・土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 ・盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） ・盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 ・法面（崖含む）、擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長）、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・法面（崖含む）の形状を明示 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記入 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記入
	<p>土石の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の部分を明示 ・土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・空地の位置を明示 ・柵その他これに類するものを設置する位置を明示 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記入
土地の断面図	<p>土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示</p>	
	<p>特定盛土等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高（高低差の著しい箇所について作成）を明示 ・盛土は緑色、切土は黄色に着色 ・盛土においては 30 cm毎の締固めを行う旨を記入 ・傾斜地盛土は段切りを行う旨を記入

図面の名称	作成に当たっての注意事項	
	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の地盤面及び地盤高を明示 ・土石の堆積の最大堆積高さを明示
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称を明示	
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法、計画地盤高、現地盤高を明示 ・高低差が最も大きい箇所は必ず作成すること。 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法を明示 ・擁壁を設置する前後の地盤面及び地盤高、地盤面からの擁壁の高さ、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法を明示 ・配筋について明示 ・地盤改良を行う場合は、改良範囲（深さ）、改良体の設計強度を記入 	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を明示	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面及び地盤高、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を明示	
崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を明示 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。 	
その他知事が必要と認める図書	届出工事の内容を把握し、危険な特定盛土等又は土石の堆積が行われなことを確認する必要があるため、広域振興局の指示に従うこと。	

16 特定盛土等規制区域における工事の変更の届出（法第 28 条）

特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積工事の計画に係る届出の後、当該工事の計画の変更をしようとするときは、工事に着手する日の 30 日前までに変更の届出が必要です（法第 28 条第 1 項）。

なお、都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の届出をしたものとみなされた工事については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の変更許可をもって盛土規制法の変更の届出をしたものみなされます（法第 28 条第 2 項）。

この規定は、当初の開発許可で盛土規制法の届出をしたものとみなされた工事のみ適用されるため、当初の開発許可時には盛土規制法の届出対象に該当せず、開発許可の変更許可時に盛土規制法の届出対象に該当した場合は、改めて法第 27 条第 1 項の届出が必要です。

届出に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、工事をする土地を所管する広域振興局の森づくり振興課又は農商工連携・推進課に提出してください。

◇ 特定盛土等規制区域内において行う工事の変更の届出の必要図書一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	変更届出書 【規則様式第二十一、 二十二】	<ul style="list-style-type: none"> 届出者が法人である場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入 土地の所在・地番・面積、工事の概要については、変更前（赤字）及び変更後（黒字）の内容を対照させて記入 	有
2	委任状（委任される場合）	委任内容及び申請地のすべての地名・地番を記入	参考
3	変更理由書	変更理由を具体的に記入	
4	位置図	当初届出の注意事項を参照	
5	変更内容を示す図書	当初届出の添付図書のうち、内容が変更されるものを改めて作成し、変更箇所を明示の上で添付（当初届出の注意事項を参照）	

17 規則第 88 条の適合証明の申請

建築基準法に基づく確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定（以下「対象規定」という。）に適合していることを証明する書面の交付を申請することができます。

申請に先立ち、あらかじめ証明内容等について、当該計画地を所管する土木事務所又は広域振興局と十分協議してください。

<証明内容>

- (1) 対象規定の許可を受けたこと
- (2) 対象規定の許可を受ける必要がないこと

証明の申請に必要な書類は次のとおりです。

提出書類は、**正本 1 部及び副本 1 部**を作成し、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課（宅地造成等工事規制区域）又は広域振興局の森づくり振興課若しくは農商工連携・推進課（特定盛土等規制区域）に提出してください。

◇ 規則第 88 条の適合証明の申請の必要書類一覧

添付 順序	書類の名称	作成に当たっての注意事項	様式
1	適合証明申請書【細則様式第 20 号】		有
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地を所管する土木事務所又は広域振興局に備え付けの許可等台帳を閲覧の上、許可等の内容を転記すること（証明内容(1)）。 ・手数料は、京都府手数料徴収条例施行規則の定めるところにより納付の上、納付したものがわかるものを添付等すること。 ・副本は訂正不可 		
	工事主住所氏名	許可等台帳の工事主住所氏名又は申請者住所氏名を転記	
	工事をした土地の所在及び地番	許可等台帳の土地の所在及び地番を明記	
2	委任状（委任される場合）	委任内容及び申請地の地名地番を明記	参考
3	現況写真（証明内容(2)）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をしようとする土地の状況を明らかにする写真（申請地の宅盤の状況が分かるものを数枚添付） ・撮影年月日を記入し、撮影者を記名 ・地形図に記入した撮影方向の番号を付すこと 	

4	<p>その他知事が必要と認める書類（証明内容(2)）</p> <p>※ 工事の内容を把握し、許可を受ける必要がないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局の指示に従うこと。</p>	<p>その他許可を受ける必要がないことを確認するために必要なもの</p>	
---	---	--------------------------------------	--

◇ 規則第 88 条の適合証明の申請の必要図面一覧（証明内容(2)）

添付 順序	図面の名称	作成に当たっての注意事項	
		縮尺	
1	位置図	1/10,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地の境界線を赤実線で明示 道路及び目標となる地物を記入
2	地形図	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況を示したもの 土地の境界線を赤実線で明示 等高線（2mの標高差を示すもの）及び地盤高を記入 現況写真の撮影方向（番号を付す）を記入
3	求積図		<ul style="list-style-type: none"> 土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示 図中には求積計算表を記入し、土地及び工事をする土地の実測面積を明示
4	土地の平面図	1/2,500 以上（宅 地造成又 は特定盛 土等） 1/500 以 上（土石 の堆積）	<p>土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示</p> <p style="text-align: center;">宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする土地の部分を明示（盛土は緑色、切土は黄色に着色） 盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示 法面（崖含む）、擁壁（種類、高さ（地盤からの見付け高）、延長）、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示・法面（崖含む）の形状を明示 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入

			土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の部分を明示 土石の堆積を行う土地の部分の面積を明示 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を記入
5	土地の断面図	1/2, 500以上（宅地造成又は特定盛土等） 1/500以上（土石の堆積）	土地の境界線を赤実線で、工事をする土地の区域を茶実線（土地と工事をする土地が同一の場合は不要）で明示	
			特定盛土等 宅地造成又は	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高（高低差が著しい箇所について作成）を明示 盛土又は切土をする前後の土地の高低差（工事をする土地の区域内の最大の高低差となる箇所）を明示 盛土は緑色、切土は黄色に着色
			土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の地盤面及び地盤高を明示 土石の堆積の最大堆積高さを明示
6	<p>その他知事が必要と認める図面</p> <p>※ 工事の内容を把握し、許可を受ける必要がないことを確認する必要があるため、土木事務所又は広域振興局の指示に従うこと。</p>		<p>その他許可を受ける必要がないことを確認するために必要なもの</p>	

(注)

- ・ 図面のうち該当がないものは、省略できます。
- ・ 図面には、縮尺及び方位を記入し、作成者が記名をしてください。
- ・ 図面の作成にあたっての表記は、申請図書の凡例一覧表を参考としてください。

申請図書の凡例一覧表

名称	記号	名称	記号	名称	記号
宅地境界線	— (赤実線)	雨水管渠	→	雨水角形入孔	□
工区境界	第1工区 第2工区	汚水管渠		汚水管渠	汚水管渠
街区番号	街区番号 敷地面積	合流管渠	→	河川	
宅地番号	宅地番号 敷地面積	既設管渠		法面	法面
公共公益用地	公共公益施設の名称 敷地面積	横断管渠	進別	間知ブロック擁壁	
造成計画高		円形	○ 内径	重力式擁壁	
敷地面積		馬蹄形	⊖ 巾×高さ	R C 擁壁	
B	TBM H=10.40	矩形	□ 巾×高さ	給水管	φ
位置		卵形	▽ 呼び名	制水管	
高さ		U形継及び寸法	U-○○	消防水利施設	
道路番号及び巾員	道路番号 巾員	L形継及び寸法	L-○○	階	
勾配、延長	1=3.0% 4=30.00	L _u 形継及び寸法	LU-〇C	ガードレール	
変位		クレーチング開溝	巾×高	ガードフェンス	
管番号		その他開渠	巾×高さ	落石防護柵	
管径		料	○	車止め	可動式又は固定式
管配		雨水円形入孔	○	樹木	
管延長		汚水円形入孔	●	緩衝帯	
流水方向	→				

18 盛土規制法関連手数料

令和7年5月1日施行

手数料名	事 項		手数料の額 (単位：円)
宅地造成・特定盛土等 工事許可申請手数料	造成面積	500 m ² 以内	14,150
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	24,060
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	36,560
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	53,810
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	69,300
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	93,440
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	146,470
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	227,600
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	365,670
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	524,410
		100,000 m ² を超えるもの	701,270
宅地造成・特定盛土等 工事変更許可申請手数料	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1/10 [*]
	イ 造成面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少後面積の手数料) × 1/10 [*]
	ウ 造成面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 [*] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 701,270 円を超える場合は 701,270 円)
	エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更 (上記アからウを除く。)		10,790
宅地造成・特定盛土等 工事中間検査申請手数料	造成面積	500 m ² 以内	3,540
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	4,430
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	5,310
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	6,200
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	8,420
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	9,740
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	12,850
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	14,620
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	18,610
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	24,810
		100,000 m ² を超えるもの	31,460

手数料名	事 項		手数料の額 (単位：円)
土石堆積工事許可申請手数料	堆積面積	500 m ² 以内	12,040
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	15,050
		1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	18,070
		2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	22,370
		3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	30,110
		5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	35,280
		10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	42,160
		20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	55,930
		40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	75,720
		70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	112,730
		100,000 m ² を超えるもの	140,260
土石堆積工事変更許可申請手数料	ア 土石堆積に関する工事の設計変更		(当初手数料) × 1/10 [※]
	イ 堆積面積の減少に伴う工事の設計変更		(減少後面積の手数料) × 1/10 [※]
	ウ 堆積面積の増加に伴う工事の設計変更	当初区域の工事の設計変更がない場合	増加部分面積の手数料
		当初区域の工事の設計変更がある場合	(当初手数料) × 1/10 [※] + 増加部分面積の手数料 (合計額が 140,260 円を超える場合は 140,260 円)
	エ 規則第 38 条及び第 68 条並びに細則第 7 条第 2 項で定める変更以外の変更 (上記アからウを除く。)		10,030
適合証明書交付手数料	ア 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付		4,710
	イ ア以外の書面の交付		420

※ 10 円未満の端数は切捨て

※ この表において、造成面積とは盛土又は切土をする土地の面積をいう。
また、堆積面積とは土石の堆積を行う土地の面積をいう。

第3 基準編

許可等を要する工事は、令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の災害防止措置が講ぜられたものでなければならず、これらの災害防止措置のうち、令で定めるものの工事は、令で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。(法第13条、第31条)

また、京都府では、国の技術的基準のほかに、細則において技術的基準に関する規定を設けております。

技術的基準については、本マニュアルのほか、『盛土等防災マニュアルの解説』によることとします。

また、擁壁については、[「開発行為において設置する擁壁の構造指針」](#)を参考としてください。

1 宅地造成に関する工事の技術的基準

(宅地造成等[※]に関する工事の技術的基準等)

法第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

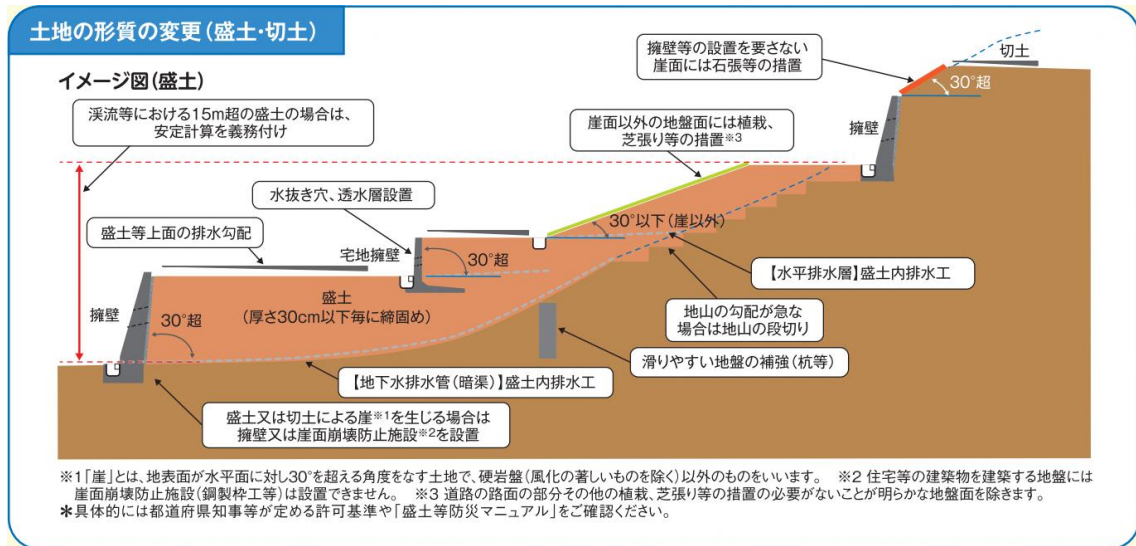
(擁壁、排水施設その他の施設)

令第6条 法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設)

規則第11条 令第6条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

※ 法第10条に定義：宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）



(出典) 国土交通省 盛土規制法パンフレット (事業者用)

(1) 地盤に関する基準

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土(第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)
規則第12条 令第7条第2項第二号(令第18条及び第30条第1項において準用)

- する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。
- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
 - 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

(規則への委任)

令第20条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(技術的基準の付加)

細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)第20条第2項(令第30条において準用する場合を含む。)の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 谷筋等の傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所はその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰堤、コンクリート堰堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。
- (3) 略

令第7条では、地盤について講ずる措置に関する技術的基準が規定されています。

ア 溪流等について(令7条2項2号)

通常盛土に比べて雨水や地下水が集中しやすい溪流等における盛土については、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。

やむを得ず、溪流等において盛土を行う場合には、通常盛土の規定に加え、高度な安定性の検討を行う等の措置を講ずる必要があることが規定されています。

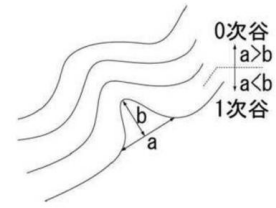
「溪流等」に該当する土地については規則第12条に規定があり、その範囲は、以下の「溪流等の範囲」を基本としますが、現地の状況に応じて溪流等に該当するものとして取扱うことがありますので、申請窓口で十分協議してください。

また、溪流等の範囲に該当しない場合であっても、盛土の高さに応じて、盛土の安定性の検討を行ってください。

<溪流等の範囲>

(ア) 溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線(上端は谷地形の最上部まで含む)

0次谷：常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

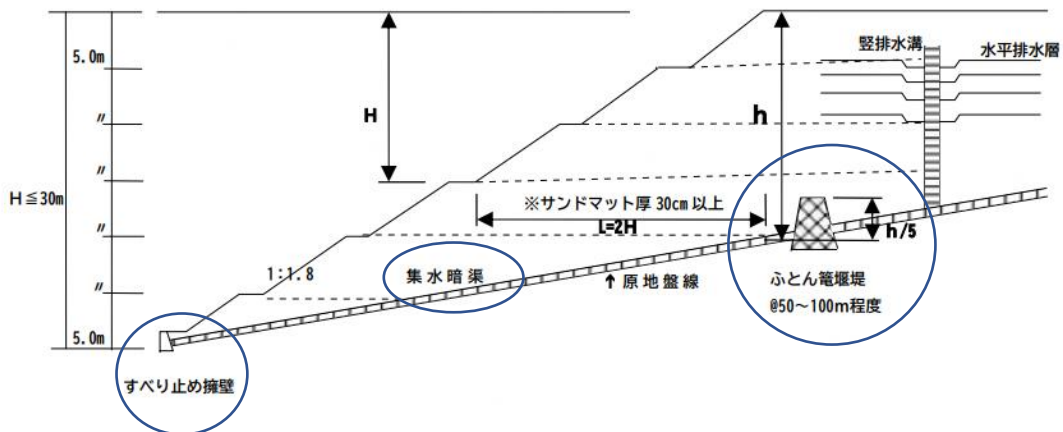


一連の谷地形：上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。

(イ) (ア)からの距離が 25 メートル以内の範囲

イ 谷筋等の傾斜地に盛土を行う場合における措置について（細則 11 条(2)）

細則第 11 条第 2 号の規定の目的は、谷筋等の傾斜地で著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合、蛇籠堰堤等を集水暗渠とともに埋設し、かつ、盛土の下部にすべり止め擁壁を設置することにより、盛土内排水の促進及び盛土の安定性を図ることにあります。



(2) 擁壁に関する基準

ア 擁壁の設置に関する技術的基準

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第 8 条 法第 13 条第 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第 3 条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離 5 メートル以内の部分に限る。）

別表第一（第8条、第30条関係）		
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

ニ 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（規則への委任）

令第20条 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。次項及び第39条において同じ。）は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第8条の規定による擁壁又は第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。

（技術的基準の特例）

細則第12条 令第20条第1項（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地においては、次の各号のいずれかに該当する工法をもって、令第8条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の擁壁の設置に代えることができる。

(1) 間知石空積み工その他の空積み工

(2) 積苗工

(3) その他知事が適当と認めた工法

令第8条第1項第2号では、擁壁の種類を鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとするのが規定されています。

細則第12条では、災害防止上支障がない土地には、擁壁に代わる工法を採用することができることを規定しています。

イ 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）	
令第9条 前条第1項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。	
一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。	
二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。	

- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

令別表第二（第9条、第30条、第35条関係）		
土質	単位体積重量（1立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

○建築基準法施行令

（鋼材等）

第90条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F/1.5(当該数値が155を超える場合には、155)	F/1.5(当該数値が155を超える場合には、155)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F(当該数値が295を超える場合には、295)
異形鉄筋	径 28ミリメートル以下のもの	F/1.5(当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5(当該数値が215を超える場合には、215)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F(当該数値が390を超える場合には、390)
	径 28ミリメートルを超えるもの	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F/1.5(当該数値が195を超える場合には、195)	F	F	F(当該数値が390を超える場合には、390)
鉄線の径が	—	—	F/1.5	F/1.5	—	F(ただし、	F

4 ミリメートル以上の溶接金網					床版に用いている場合に限る。）
この表において、F は、表一に規定する基準強度を表すものとする。 →F は、「平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2464 号 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件」のとおり。					

(コンクリート)

第 91 条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30(F が 21 を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)		0.7(軽量骨材を使用するものにあっては、0.6)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍(F が 21 を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。			

この表において、F は、設計基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(コンクリートの強度)

第 74 条 (略)

一 (略)

二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

(以降略。)

→平成 12 年建設省告示第 1450 号 コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

(地盤及び基礎ぐい)

第 93 条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	1,000	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 2 倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	50	

堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

→平成 13 年国土交通省告示第 1113 号 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

(補則)
 第 94 条 第 89 条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

→平成 12 年建設省告示第 2466 号 高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件 (略)
 →平成 13 年国土交通省告示第 1024 号 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件 (略)
 →平成 13 年国土交通省告示第 1113 号 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

令別表第三 (第 9 条、第 30 条、第 35 条関係)	
土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも 15 センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

ウ 練積み造の擁壁の構造

<p>(練積み造の擁壁の構造)</p> <p>令第 10 条 第 8 条第 1 項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ (第 1 条第 4 項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。) が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは 40 センチメートル以上、その他のものであるときは 70 センチメートル以上であること。</p> <p>(定義等) 令第 1 条 (略) 4 擁壁の前面の上端と下端 (擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。) とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。</p>

別表第四（第10条、第30条関係）

土質	擁壁			
	勾配	高さ	下端部分の厚さ	
第一種 岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を 超え 75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上	
		2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上	
		2メートルを超え 3メートル以下	40センチメートル以上	
	65度を 超え 70度以下	2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	50センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	40センチメートル以上	
	65度以下	3メートルを超え 4メートル以下	45センチメートル以上	
		4メートルを超え 5メートル以下	60センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	40センチメートル以上	
	第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を 超え 75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	45センチメートル以上
65度を 超え 70度以下		2メートルを超え 3メートル以下	60センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	75センチメートル以上	
		2メートル以下	40センチメートル以上	
65度以下		2メートルを超え 3メートル以下	50センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	65センチメートル以上	
		4メートルを超え 5メートル以下	80センチメートル以上	
第三種 その他の土質		70度を 超え 75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
			2メートル以下	75センチメートル以上
	65度を 超え 70度以下	2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上	
		2メートル以下	70センチメートル以上	
	65度以下	2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上	
		3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上	
		4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上	

二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破

壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

エ 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

令第11条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

○建築基準法施行令

（構造設計の原則）

- 第36条の3 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。
- 2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。
- 3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第36条の4 法第20条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

（構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

（基礎）

- 第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100キロニュートンを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する

打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、平家建の木の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

→平成 12 年建設省告示第 1347 号 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件（略）

（屋根ふき材等）

第 39 条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

→昭和 46 年建設省告示第 109 号 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（略）

（組積造の施工）

第 52 条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 （略）

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

（コンクリートの材料）

第 72 条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

（鉄筋の継手及び定着）

第 73 条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。)の 25 倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の 40 倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでな

い。

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

→平成12年建設省告示第1463号（略）

(コンクリートの強度)

第74条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、1平方ミリメートルにつき12ニュートン(軽量骨材を使用する場合においては、9ニュートン)以上であること。
- 二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

→昭和56年建設省告示第1102号

(コンクリートの養生)

第75条 コンクリート打込み中及び打込み後5日間は、コンクリートの温度が2度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあつては捨コンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

→平成13年建設省告示第1372号 建築基準法施行令第79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（略）

オ 擁壁の水抜穴

(擁壁の水抜穴)

令第12条 第8条第1項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水

を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(規則への委任)

令第20条 (略)

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

(技術的基準の付加)

細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第2項（令第30条において準用する場合を含む。）の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 令第12条（令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により擁壁の裏面に設けなければならない透水層は、その裏面の全面に別表左欄に掲げる擁壁の高さに応じ同表右欄に掲げる厚さのものとする。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であつて軟岩（風化の著しいものを除く。）以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。

別表

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上端	下端
2メートル以下	20センチメートル	35センチメートル
2メートルをこえ3メートル以下	25センチメートル	40センチメートル
3メートルをこえ4メートル以下	25センチメートル	45センチメートル
4メートルをこえ5メートル以下	30センチメートル	50センチメートル
5メートルをこえるもの	30センチメートル	50センチメートルに、擁壁の高さ5メートルを1メートル以下を増すごとに10センチメートルを加える。

(2)～(3)略

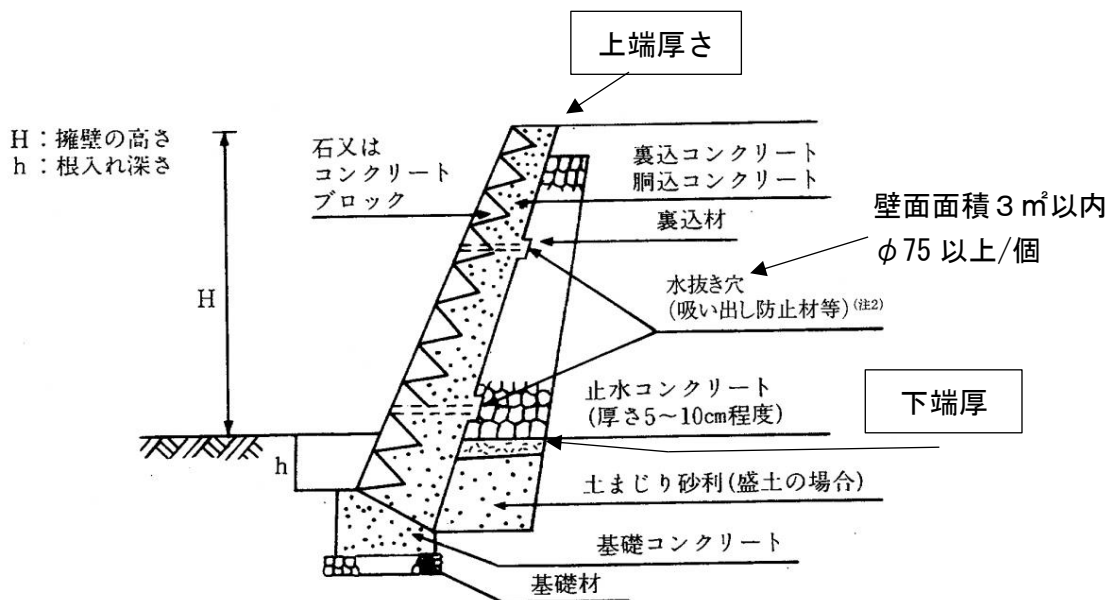
令第12条では、擁壁の裏面に透水層を設けなければならないことが規定されています。

細則第11条(1)では、透水層の具体の厚さを規定しています。

細則第11条(1)ただし書の「知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合」には、以下が該当します。

開発行為において設置する擁壁の構造指針における

- ・コンクリート造擁壁の背面に設ける等厚 30 センチメートル以上の透水層
- ・コンクリート造擁壁の背面に設ける透水マット
- ※ その適正な使用方法については、「擁壁用透水マット技術マニュアル」
（（社）全国宅地擁壁技術協会、平成 9 年 6 月）によること。



(参考) 間知石練積み造擁壁の透水層の厚さについて

(出典) 盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会編集、令和 5 年 11 月 20 日) 一部加工

開発行為において設置する擁壁の構造指針

【URL: https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kaihatsuki_jun.html】

5 その他

(6) 擁壁の背面排水は、次の規定を満足する構造とすること。

ア 壁面の面積 3 平方メートルにつき 1 箇所の割で水抜管を千鳥配置する。
イ 水抜管は塩化ビニル管その他これに類する材料を用い、内径 7.5 センチメートル以上とする。

ウ 水抜管は排水方向に適切な勾配をとり、その入口には吸い出し防止材を設置する。

エ コンクリート造擁壁の背面には、擁壁の天端下 30 センチメートルから最下段の水抜管位置まで厚さ 30 センチメートル以上の砂利等を擁壁全長に渡って投入し、透水層とする。

透水層底面には、高さ 5 センチメートル以上の止水コンクリートを設置する。

オ エの「砂利等」に透水マットを用いて透水層とする場合は、地上高さが 5 メートル以下の擁壁に限って使用できるものとする。ただし、地上高さが 3 メートルを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、最下段の水抜管位置に厚さ 30 センチメートル以上高さ 50 センチメートル以上の砂利又は碎石を透水マットの背面に擁壁全長に渡って設置すること。この場合も底面には高さ 5 センチメートル以上の止水コンクリートを設置する。

カ 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

令第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第一号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第142条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

○建築基準法施行令
(擁壁)

第142条 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定(第七章の八(第136条の6を除く。))の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第73条第1項、第74条、第75条、第79条、第80条(第51条第1項、第62条、第71条第1項、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。)、第80条の2並びに第七章の八(第136条の6を除く。))の規定を準用する。

キ 特殊の材料又は構法による擁壁

(特殊の材料又は構法による擁壁)

令第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第二号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(擁壁認定の基準)

規則第13条 国土交通大臣は、令第8条第1項第二号及び第9条から第12条まで(これらの規定を令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第17条(令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。第90条において同じ。)の規定に基づき、令第8条第1項第二号及び第9条から第12条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

規則第14条から第30条まで(抄)

規則第14条	(認証)
規則第15条	(認証の更新)
規則第16条	(登録)
規則第17条	(欠格条項)
規則第18条	(登録要件等)
規則第19条	(登録の更新)
規則第20条	(認証事務の実施に係る義務)
規則第21条	(登録事項の変更の届出)
規則第22条	(認証事務規程)
規則第23条	(認証事務の休廃止)
規則第24条	(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
規則第25条	(適合命令)
規則第26条	(改善命令)
規則第27条	(登録の取消し等)
規則第28条	(帳簿の記載等)
規則第29条	(報告の徴収)
規則第30条	(公示)

○宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件

(昭和40年6月14日 建設省告示第1485号)

宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第17号)第15条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第8条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき180キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの4週圧縮強度は、1平方センチメートルにつき150キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、2.3以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面1平方メートルにつき350キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、1平方センチメートルにつき15キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、1平方メートルにつき500キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

別表

擁壁の背面土の内部摩擦角	コンクリートブロックの控え長さ(単位センチメートル)	擁壁	
		勾配	高さ(単位メートル)

20度以上30度未満	30以上35未満	65度以上75度未満	1以下
		65度未満	1.5以下
	35以上45未満	70度以上75度未満	1以下
		65度以上70度未満	1.5以下
		65度未満	2以下
	45以上	70度以上75度未満	1.5以下
		65度以上70度未満	2以下
		65度未満	2.5以下
	30度以上40度未満	30以上35未満	70度以上75度未満
65度以上70度未満			2以下
65度未満			3以下
35以上40未満		70度以上75度未満	1.5以下
		65度以上70度未満	2.5以下
		65度未満	3.5以下
40以上45未満		70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3以下
		65度未満	4以下
45以上		70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3以下
		65度未満	4.5以下
40度以上	30以上35未満	70度以上75度未満	2以下
		65度以上70度未満	3.5以下
		65度未満	5以下
	35以上40未満	70度以上75度未満	2.5以下
		65度以上70度未満	4.5以下
		65度未満	5以下
	40以上45未満	70度以上75度未満	3以下
		70度未満	5以下
	45以上	70度以上75度未満	3.5以下
		70度未満	5以下

(3) 崖面崩壊防止施設に関する基準

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

令第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第3条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

規則第31条 令第14条第一号（令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
- ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(4) 崖面及びその他の地表面に関する基準

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

令第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第7条第2項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(5) 排水施設に関する基準

(排水施設の設置に関する技術的基準)

令第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分の清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土

をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

（規則への委任）

令第20条（略）

2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、第7条から前条までの規定のみによつては宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、これらの規定に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

（技術的基準の付加）

細則第11条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第20条第2項（令第30条において準用する場合を含む。）の規定により付加する技術的基準は、次のとおりとする。

(1)～(2)略

(3) 排水施設の管渠の断面積を決定する場合における計画流出量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。

ア 10分間降雨量 20ミリメートル

イ 流出係数 0.8以上

令第16条では、排水施設の設置に関する技術的基準が規定されています。

細則第11条第3号では、計画流出量の算定に必要な数値を規定しています。

管渠とは、地表水や地下水の流下のために設けるもの全般であり、埋設管等の暗渠だけでなく、U形側溝などの開渠も含まれます。

計画流出量の算定については、次の式を満足させてください。

$$\text{計画流出量 (Q)} < \text{計画流下量 (Q')}$$

ア 計画流出量 (Q) の算定

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

f : 流出係数 0.8（細則第11条(3)イ）

r : 降雨強度 120 mm/hr（細則第11条(3)ア）

A : 集水面積 (ha)

排水施設の計画については、工事をする土地の区域内の流域のほか、当該区域外で当該区域内に雨水が流入する部分も流域として検討してください。

当該区域外における計画流出量の算定については、流出係数0.8以外に、土地利用形態に応じた係数を採用することも可能です。ただし、申請書類には、採用した係数の根拠を示してください。

参考：土地利用形態に応じた係数（工事をする土地の区域外）

- ・国土交通省河川砂防技術基準 同解説・計画編

土地利用形態	流出係数
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

- ・重要開発調整池に関する技術的基準 同解説（京都府）

土地の種類別の流出係数と土地利用の参考例		
土地の種類	流出係数	土地利用の参考例
雨水の浸透が非常に少ない土地	0.9	建物、アスファルトやコンクリートで舗装された道路・駐車場等（排水性舗装を含む）、人工法面（張りコンクリート、防草シート等）、太陽光パネル、調整池や河川等の水面を有するもの等
雨水の浸透が少ない土地	0.8	公園、ゴルフ場、グラウンド、砕石等で舗装された道路・駐車場等、人工法面（緑化）、芝地等
雨水の浸透が多い土地	0.7	水田、山地等
雨水の浸透が非常に多い土地	0.6	畑、原野等

イ 計画流下量（ Q^{\wedge} ）の算定

$$Q^{\wedge} = WA \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

WA：流下断面積（ m^2 ）

V：流速（ m/sec ）

流速は、 Manning又はクッターの公式により算出するのが一般的（以下は Manning式）であり、0.8～3.0 m/sec を標準とします。

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \quad (\text{m}/\text{sec})$$

$$R = WA / WP \quad (\text{m})$$

R：径深（ m ）

WP：潤辺長（ m ）

流下断面は、土砂の堆積等を考慮して、開水路の場合は2割の余裕高（8割水深）、管路の場合は余裕高なしの満流状態とするのが一般的です。

2 特定盛土等に関する工事の技術的基準

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

令第18条 法第13条第1項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第15条第2項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第2条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「第3 1(1) 宅地造成に関する工事の技術的基準」が、準用されます。

その際、「第3 1(1)エ 崖面及びその他の地表面に関する基準」中、令第15条第2項第二号中「地表面」「地表面」を、「地表面及び農地等（法第2条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」に読み替えてください。

3 土石の堆積に関する工事の技術的基準

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

令第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

規則第32条 令第19条第1項第一号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

- 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
- 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

(柵その他これに類するものの設置)

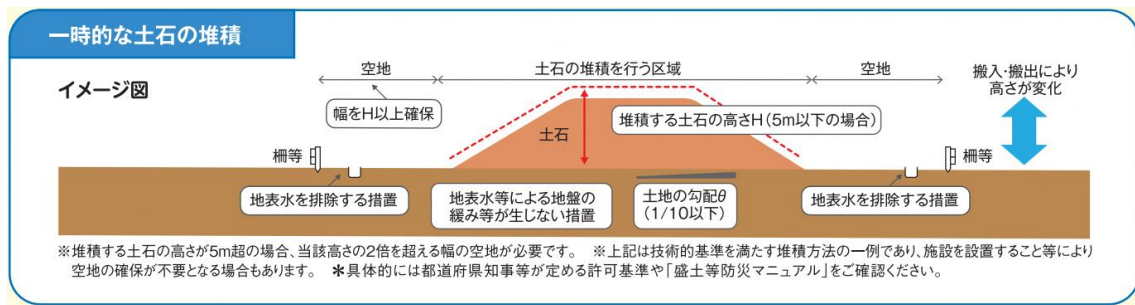
規則第33条 令第19条第1項第四号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

- 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

規則第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。



(出典) 国土交通省 盛土規制法パンフレット (事業者用)

土石の堆積に係る「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です（「盛土等防災マニュアルの解説Ⅱ」による。）。

4 設計者の要件

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第13条 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

令第21条 法第13条第2項(法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

令第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(設計者の資格)

規則第35条 令第22条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

○昭和37年建設省告示第1005号(宅地造成等規制法施行令第17条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者)

昭和37年3月29日建設省告示第1005号

最終改正 令和5年5月26日農林水産省、国土交通省告示第4号

宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第18条第五号の規定によ

	<p>り、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>二 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）</p> <p>三 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第35条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</p> <p>改正文（平成12年12月28日建設省告示第2536号）抄 平成13年1月6日から施行する。</p> <p>附則（平成17年4月14日国土交通省告示第458号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この告示は、公布の日から施行する。 （昭和37年建設省告示第1005号の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 第一の規定の施行前に第一の規定による改正前の昭和37年建設省告示第1005号第四号に掲げる講習を修了した者については、同号の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>附則（令和5年5月26日農林水産省、国土交通省告示第四号）抄 （施行期日） この告示は、公布の日から施行する</p>
--	--

令21条においては、①高さが5mを超える擁壁の設置と②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置について、資格を有する者の設計によるものとされています。

①について、土石の堆積で擁壁を設置することは想定されませんが、設置する計画である場合には設計者資格が必要となります。

②について、「盛土又は切土をする土地」を要件としているため、土石の堆積は対象外となります。

設計者の資格を要する設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ5mを超える擁壁の設計 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設計
設計者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学の土木・建築過程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者 ② 短期大学（3年制）の土木・建築過程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者 ③ 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築過程を卒業

	<p>後、4年以上の実務経験を有する者</p> <p>④ 高等学校、中等教育学校、旧制中学校の土木・建築過程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者</p> <p>⑤ 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、登録講習機関の講習を修了した者（宅地造成技術講習の受講者（令和8年4月1日時点））</p> <p>⑥ 大学院等で土木・建築過程を1年以上在学して土木・建築関係を専攻した後、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>⑦ 技術士合格者</p> <p>⑧ 一級建築士</p> <p>⑨ その他主務大臣が規則 35 条 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</p> <p>※ 上記の学校等、実務経験及び技術士には、対象となる分野が限られていますので、条文をよく確認してください。</p>
--	---

5 特定盛土等規制区域内の工事の技術的基準

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等)

法第31条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第40条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準)

令第30条 法第31条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第7条から第17条まで及び第20条の規定を準用する。この場合において、第13条中「第12条第1項又は第16条第1項」とあるのは「第30条第1項又は第35条第1項」と、第15条第2項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第2条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第31条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第19条及び第20条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等)

令第31条 法第31条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第21条各号に掲げるものとする。

2 法第31条第2項の政令で定める資格は、第22条各号に掲げるものとする。

特定盛土等規制区域内の工事の技術的基準は、以下の基準が準用されます。

- ・ 第3 1 (1) 宅地造成に関する工事の技術的基準
- ・ (2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準（(1)を準用）
- ・ (3) 土石の堆積に関する工事の技術的基準
- ・ (4) 設計者の要件

「第3 1 (1)エ 崖面及びその他の地表面に関する基準」において、令第15条第2項第二号中「地表面」を、「地表面及び農地等（法第2条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」に読み替えてください。

6 具体的事例の考え方

(1) 盛土等の一体性の判断について

既存盛土等に接する新規盛土等を造成する場合、一体的な盛土等と判断される場合には、全体の盛土等を規制対象とします。

一体的であるかの判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

<不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインより>

事業者の同一性	事業者が実質的に同一主体と認められる場合(同一の事業者が行っている場合、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合、同一人物が複数の名義で行っている場合など)
物理的一体性	① 複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合 ② 複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合 ③ 同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合
機能的一体性	事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合
時期的近接性	盛土等が行われた時期が近い場合

また、既存盛土の上に盛土する場合には、既存盛土が基礎地盤となるため、地盤条件等が適切に確保されているか技術的に確認する必要があります。

(2) 土石の堆積の期間について

土石の堆積の期間については、本来除却されるべき土石が放置される懸念があることから、一定の期間に限定する必要があります。

京都府では、堆積された土石の放置の抑止や運用明確化の観点から、土石の堆積の期間は、5年を超えない期間とします。

(3) 両規制区域にわたる工事について

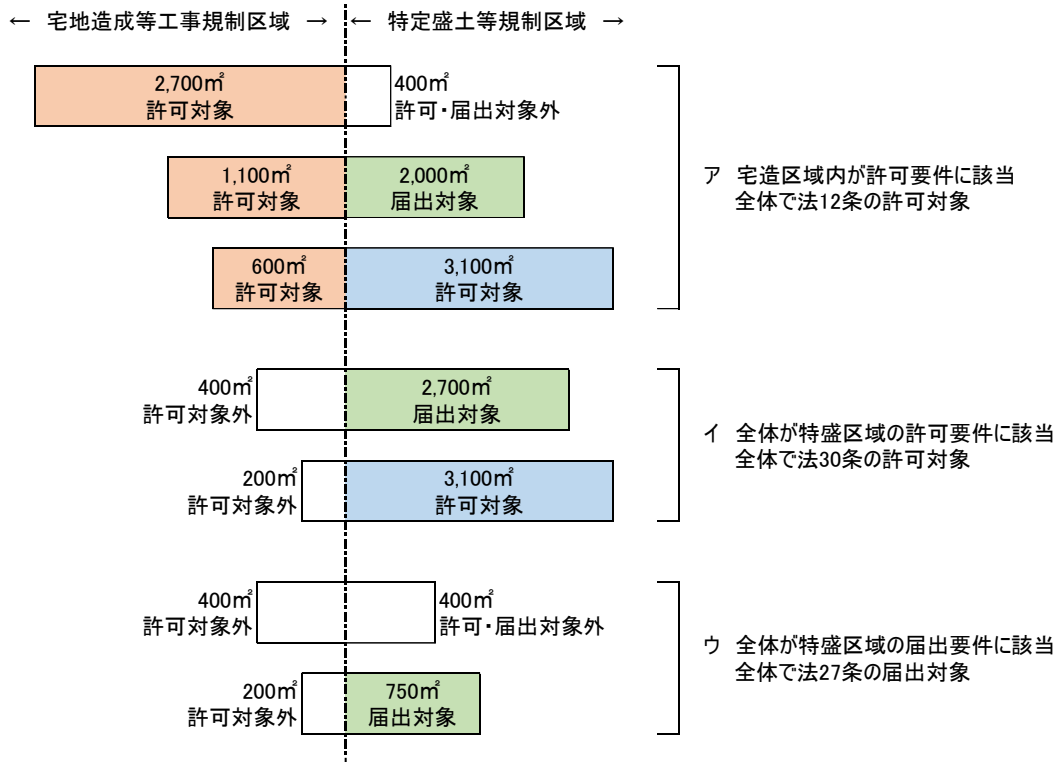
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域にわたる場合の取扱いは、次のとおりとします。

ア 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、宅地造成等工事規制区域内の部分が当該区域の許可要件に該当する場合は、特定盛土等規制区域内において行う工事も含めた全体について法第12条第1項の許可を要する工事に

該当する。

イ アに該当せず、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合は、宅地造成等工事規制区域内において行う工事も含めた全体について法第30条第1項の許可を要する工事に該当する。

ウ ア及びイに該当せず、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合は、宅地造成等工事規制区域内において行う工事も含めた全体について法第27条第1項の届出を要する工事に該当する。



7 その他

技術的基準の確認においては、下記項目に留意し、申請図書を作成してください。

技術的基準 適合チェックリスト

<宅地造成及び特定盛土等に関する工事編>

項 目	チエック欄
政令7条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準	
7-1-1-イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	<input type="checkbox"/>
7-1-1-ロ 盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	<input type="checkbox"/>
7-1-1-ハ 必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	<input type="checkbox"/>
7-1-2 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	<input type="checkbox"/>
7-2-1 盛土・切土*をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	<input type="checkbox"/>
7-2-2 以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか (1)山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2)山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3)(1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地	<input type="checkbox"/>
7-2-3 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか	<input type="checkbox"/>
政令8条 擁壁の設置に関する技術的基準	
8-1-1 盛土・切土* ¹ をした土地の部分に生ずる崖面* ² は擁壁で覆われているか ※ ¹ 政令3条4号・5号の場合を除く ※ ² 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合 (盛土等防災マニュアルの解説 VI・1表参照) (注)崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性(政令8条2項)に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	<input type="checkbox"/>
8-1-2 擁壁は、以下のものとなっているか ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁) ・政令17条に基づく大臣認定擁壁	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⇒上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く) ・政令9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ)	次頁

<ul style="list-style-type: none"> ・政令10条(練積み造の場合のみ) ・政令11条・政令12条 	
⇒上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建築基準法施行令(以下「建基法政令」という。)142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く)に適合しているか	□
9-2-1 土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか	□
9-2-2 土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか	□
9-2-3 土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか	□
9-2-4 土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか	□
9-3-1 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる	□
9-3-2 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建基法政令第90条(表1を除く)・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか	□
9-3-3 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ その地盤の土質に応じ政令別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる	□
10-1-1 練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第4上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	□
10-1-2 石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	□
10-1-3 崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか	□
10-1-4 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%(最低35cm)(擁壁の設置される地盤の土質が政令別表 第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%(最低45cm))となっているか	□
建基法政令36条の3(構造計算の原則)の規定を準用しているか	□
建基法政令37条(構造部材の耐久)の規定を準用しているか	□
建基法政令38条(基礎)の規定を準用しているか	□
建基法政令39条(外装材等)の規定を準用しているか	□
建基法政令52条(組積造の施工※3項を除く)の規定を準用しているか	□
建基法政令72条(コンクリートの材料)の規定を準用しているか	□
建基法政令73条(鉄筋の継手・定着)の規定を準用しているか	□
建基法政令74条(コンクリートの強度)の規定を準用しているか	□
建基法政令75条(コンクリートの養生)の規定を準用しているか	□
建基法政令79条(鉄筋のかぶり厚さ)の規定を準用しているか	□
擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、か	□

つ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	
14-1-1 盛土・切土※をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	<input type="checkbox"/>
14-1-2-イ 崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	<input type="checkbox"/>
14-1-2-ロ 崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか	<input type="checkbox"/>
14-1-2-ハ 崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	<input type="checkbox"/>
15-1 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面※について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	<input type="checkbox"/>
15-2 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面※について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか ※ 以下の場合を除く ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面(政令7条2項1号) ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面(政令18条)	<input type="checkbox"/>
16-1 盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	<input type="checkbox"/>
16-1-1 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	<input type="checkbox"/>
16-1-2 排水施設は、陶器・コンクリート・レンガ等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる	<input type="checkbox"/>
16-1-3 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか <u>細則により、10分間降雨量20mm(降雨強度120mm/h)、流出係数は0.8以上と定めています。</u>	<input type="checkbox"/>
16-1-4 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所、ます・マンホールが設けられているか ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く) ・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所	<input type="checkbox"/>
16-1-5 ます・マンホールに、蓋が設けられているか	<input type="checkbox"/>
16-1-6 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか	<input type="checkbox"/>
16-2 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか	<input type="checkbox"/>
16-2-1 当該地盤面に設置する排水施設は、16-1-1～16-1-3(16-1-2の※を除く)のいずれにも該当するものとなっているか	<input type="checkbox"/>

<土石の堆積に関する工事編>

項 目	チェック欄
<p>19-1-1 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行っているか ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く</p>	□
<p>⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか</p>	□
<p>19-1-2 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか</p>	□
<p>19-1-3 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下である空地を設けているか ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地 ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの2倍を超える幅の空地 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合(19-2)には、適用しない</p>	□
<p>19-1-4 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合(19-2)には、適用しない</p>	□
<p>19-1-5 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか</p>	□
<p>19-2 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置(19-1-3、19-1-4の※)は、次のいずれかの措置となっているか ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置</p>	□

建築基準法告示

○平成 12 年建設省告示第 2464 号（抜粋）

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条、第 92 条、第 96 条及び第 98 条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第 1 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン）
丸鋼	SR235 SRR235	235
	SR295	295
	SDR235	235
異形鉄筋	SD295A SD295B	295
	SD345	345
	SD390	390
	鉄線の径が 4 ミリメートル以上の溶接金網	295
この表において、（中略。）SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345 及び SD390 は、JIS G3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）－1987 に定める SR235、SR295、SD295A、SD295B、SD345 及び SD390 を、SRR235 及び SDR235 は、JIS G3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）－1987 に定める SRR235 及び SDR235 を、それぞれ表すものとする。（以下略。）		

○平成 12 年建設省告示第 1450 号

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 91 条及び第 97 条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 91 条第 1 項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第 74 条第 1 項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度

を確認した場合においては、当該付着強度の 3 分の 1 の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度(単位1平方ミリメートルにつきニュートン)	
		22.5 以下の場合	22.5 を超える場合
(一)	はりの上端	$\frac{1}{15}F$	$0.9 + \frac{2}{75}F$
(二)	(一) に示す位置以外の位置	$\frac{1}{10}F$	$1.35 + \frac{1}{25}F$
この表において、F は、設計基準強度を表すものとする。			

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の 2 倍の数値とする。

第 2 令第 91 条第 1 項に規定する設計基準強度が 1 平方ミリメートルにつき 21 ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ 3 分の 1 を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + \frac{F}{100}$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)
 F 設計基準強度 (単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)

第 3 令第 97 条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第 1 第一号に定める数値の 3 倍の数値とする。

2 令第 97 条に規定する設計基準強度が 1 平方ミリメートルにつき 21 ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第 2 に定める数値の 3 倍の数値とする。

○昭和 56 年建設省告示第 1102 号

設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準を定める等の件

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 74 条第 1 項第二号の規定に基づき、設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準を次の第 1 のように定め、同条第 2 項の規定に基づき、コンクリートの強度試験を次の第 2 のように指定する。

第 1 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
- 二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に 10 分の 7 を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が 91 日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
- 三 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じて次の表に掲げる構造体強度補正値を加えて得た数値以上であること。

セメントの種類		養生期間中の平均気温	構造体強度補正値
普通ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 48$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	9
		$\theta < 15$ の場合	6
	$48 < F_c \leq 60$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	12
		$\theta < 25$ の場合	9
	$60 < F_c \leq 80$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	15
		$15 \leq \theta < 25$ の場合	12
$\theta < 15$ の場合		9	
早強ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$5 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 5$ の場合	6
中庸熱ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$10 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 60$ の場合	—	3
低熱ポルトランドセメント	$F_c \leq 36$ の場合	$15 \leq \theta$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
	$36 < F_c \leq 60$ の場合	$5 \leq \theta$ の場合	0
		$\theta < 5$ の場合	3
$60 < F_c \leq 80$ の場合	—	3	
高炉セメント B 種	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$15 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 15$ の場合	6
フライアッシュセメント B 種	$F_c \leq 36$ の場合	$25 \leq \theta$ の場合	6
		$10 \leq \theta < 25$ の場合	3
		$\theta < 10$ の場合	6

<p>この表において、F_c 及び θ は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>F_c 設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）</p> <p>θ 養生期間中の平均気温（単位 摂氏度）</p>

- 第 2 コンクリートの強度を求める強度試験方法は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 日本産業規格 A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）－2012
 - 二 日本産業規格 A1107（コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法）－2012 のうちコアの強度試験方法

○平成 13 年国土交通省告示第 1113 号

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 93 条の規定に基づき、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法を第 1 に、その結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を第 2 から第 6 に定め、並びに同令第 94 条の規定に基づき、地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度を第 7 に、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度を第 8 に定める。

- 第 1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 ボーリング調査
 - 二 動的貫入試験
 - 三 静的貫入試験
 - 四 ベーン試験
 - 五 土質試験
 - 六 物理探査
 - 七 平板載荷試験
 - 八 載荷試験
 - 九 くい打ち試験
 - 十 引抜き試験

第 2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の（一）項、（二）項又は（三）項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は（三）項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2 メートル以内の距離にある地盤にスクリュウウェイト貫入試験の荷重が 1 キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2 メートルを超え 5 メートル以内の距離にある地盤にスクリュウウェイト貫入試験の荷重が 500 ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が

生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$qa = \frac{1}{3} ic \alpha C Nc (+ iy \beta \gamma_1 B Ny + iq \gamma_2 Df Nq)$	$qa = \frac{2}{3} (ic \alpha C Nc + iy \beta \gamma_1 B Ny + iq \gamma_2 Df Nq)$
(二)	$qa = qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 Df$	$qa = 2qt + \frac{1}{3} N' \gamma_2 Df$
(三)	$qa = 30 + 0.6 \overline{Nsw}$	$qa = 60 + 1.2 \overline{Nsw}$

この表において、qa、ic、iy、iq、α、β、C、B、Nc、Ny、Nq、γ₁、γ₂、Df、qt、N' 及び \overline{Nsw} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

qa 地盤の許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

ic、iy 及び iq 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$ic = iq = (1 - \theta/90)^2$$

$$iy = (1 - \theta/\phi)^2$$

これらの式において、θ及びφは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- θ 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (θがφを超える場合は、φとする。) (単位 度)
- φ 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位 度)

α及びβ 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
α	1.2	$1.0 + 0.2 \frac{B}{L}$
β	0.3	$0.5 - 0.2 \frac{B}{L}$

この表において、B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ (単位 メートル) を表すものとする。

C 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)

B 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 メートル)

Nc、Ny 及び Nq 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角	0 度	5 度	10 度	15 度	20 度	25 度	28 度	32 度	36 度	40 度以上
Nc	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
Ny	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
Nq	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた Nc、Ny 及び Nq は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

- γ_1 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)
- γ_2 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 1 立方メートルにつきキロニュートン)
- Df 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 メートル)
- qt 平板載荷試験による降伏荷重度の 2 分の 1 の数値又は極限応力度の 3 分の 1 の数値のうちいずれか小さい数値 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)
- N' 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

地盤の種類 係数	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く。)	粘土質地盤
	N'	12	6

$\overline{N_{sw}}$ 基礎の底部から下方 2 メートル以内の距離にある地盤のスクリーウエイト貫入試験における 1 メートルあたりの半回転数 (150 を超える場合は 150 とする。) の平均値 (単位 回)

第 3 セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体 (セメント系固化材を改良前の地盤と混合し固結したものをいう。以下同じ。) の許容応力度を定める方法は、次の表に掲げる改良体の許容応力度によるものとする。この場合において、改良体の設計基準強度 (設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下第 3 において同じ。) は、改良体から切り取ったコア供試体若しくはこれに類する強度に関する特性を有する供試体について行う強度試験により得られた材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の数値又はこれと同程度に構造耐力上支障がないと認められる圧縮強度の数値以下とするものとする。

長期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する改良体の許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)
$\frac{1}{3}F$	$\frac{2}{3}F$
この表において、Fは、改良体の設計基準強度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン) を表すものとする。	

第 4 第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、地盤の許容応力度を定める方法は、適用する改良の方法、改良の範囲及び地盤の種類ごとに、基礎の構造形式、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じた平板載荷試験又は載荷試験の結果に基づいて、次の表に掲げる式によることができるものとする。

長期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する改良された地盤の許容応力度を定める場合
$q_a = \frac{1}{3}q_b$	$q_a = \frac{2}{3}q_b$
この表において、 q_a 及び q_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。 q_a 改良された地盤の許容応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン) q_b 平板載荷試験又は載荷試験による極限応力度 (単位 1 平方メートルにつきキロニュートン)	

第 5～第 8 (略)

参考様式一覧

参考様式

京都府知事 様
京都府 広域振興局長 様
京都府 土木事務所長 様

年 月 日

委任者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）に基づく許可申請その他の手続を委任します。

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項		
土地の地名・地番		

注：委任事項欄には、委任の範囲を記入してください。（例：法第 12 条 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了検査済証の受領まで）

参考様式

実務経験証明書

令和 年 月 日

証 明 者 住所 _____
氏名 _____
被証明者との関係 _____

次の者は、「設計図書を作成した者の資格調書」の実務経歴のとおり、土木又は建築の技術に関して実務の経験を有することを証明します。

(設計者)

被証明者 住所 _____

氏名 _____

参考様式

周知措置報告書

年 月 日	
京都府知事 様 京都府 広域振興局長 様 京都府 土木事務所長 様	
工事主 住所 氏名 (電話)	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。	
記	
1 土地の所在地及び地番	
2 周知の方法	説明会の開催 ・ 書面の配布 ・ 掲示及びインターネットへの掲載
3 周知の期間等	
4 周知の範囲	
5 周知の内容	

(注意)

- 1 2 欄は、該当する周知の方法に○印を付してください（複数選択可）。
- 2 3 欄は、住民に周知した方法ごとに次の内容を記入してください。
 - (1) 説明会を開催した場合は、開催することを住民に通知した方法、開催日時及び開催場所
 - (2) 書面を配布した場合は、全ての周知範囲に対する書面の配布が完了した日
 - (3) 掲示及びインターネットへの掲載をした場合は、掲示及びインターネットに掲載をした日
- 3 4 欄は、住民に周知した範囲を記入し、かつ、周知した範囲の位置を示す地図等を添付してください。
- 4 5 欄は、周知した内容を記入し、かつ、周知した内容が分かる説明会の写真、資料などを添付してください。

参考様式

年 月 日

京都府知事 様
京都府 広域振興局長 様
京都府 土木事務所長 様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

誓 約 書

私並びに京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第 3 号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

参考様式

年 月 日

京都府知事 様
京都府 広域振興局長 様
京都府 土木事務所長 様

住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

申請者等の信用に係る誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）に基づく申請等を行うにあたって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（京都府知事等が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- 2 1 の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

参考様式

地権者一覧表

物件の種別	物件の所在及び地番	地目又は工作物の種類	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要	同意書との対象番号
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数			

- 備考 1 物件の種別の欄には、土地又は工作物のいずれかに該当するものを記入すること。
 2 権利の種類欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権等の種類を記入すること。
 3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入すること。

改正履歴

令和7年5月1日	マニュアル策定（規制区域指定）
令和8年5月1日	マニュアル改正